

令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第5号 12月8日(金曜日)

◎議事日程 第5号 令和5年12月8日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

日程追加 諸般の報告

日程追加 発言の取消し

日程追加 第120号議案 (仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事(その1)

第121号議案 (仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事(その2)

◎出席議員(17名)

2番	ビアンキ 恵子 君	11番	岡 覚 君
3番	増田 修治 君	12番	岡村 千里 君
4番	光 清 毅 君	13番	鈴木 伸太郎 君
5番	小川 隆広 君	14番	沼 靖子 君
6番	島田 亜紀 君	15番	久世 高裕 君
7番	諏訪 毅 君	16番	柴山 一生 君
8番	小川 清美 君	17番	柴田 浩行 君
9番	畑 竜介 君	18番	大沢 秀教 君
10番	玉置 幸哉 君		

◎欠席議員(1名)

1番 丸山 幸治 君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原 達也 君	議事課長補佐	大鹿 真 君
統括主査	松澤 一悦 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸 君	副市長	永井 恵三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修平 君
市民部長兼防災監	武内 雅洋 君	健康福祉部長	高木 衛 君
都市整備部長	森川 圭二 君	都市整備部次長	丸井 良修 君

経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	税務課長	百武俊一君
収納課長	浅井徳夫君	高齢者支援課長	前田敦君
健康推進課長	西村岳之君	産業課長	山崎直人君
観光課長	小池信和君	学校教育課長	大黒澄子君
学校教育課主幹	高木順二君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	中村美和君
出納室長兼会計課長	諫山知真君		

午前10時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席者は、1番 丸山幸治議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（岡村千里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団、岡 覚です。今回通告いたしました3件について、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名1、高物価の中での学校給食の対応、拡充、進展について。

1項目、諸物価高騰の中で児童・生徒が必要なエネルギー・栄養素が確保できているのか。単価の改定の必要性についてと題して発言通告いたしましたけれども、昨日、柴田議員が、質問をし、答弁がありました。これで明確になったと思いますので、1項目めの私の発言通告については取り消しをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 了解いたしました。

◎11番（岡 覚君） 2、学校給食の無償化促進と無償化されない学年の単価改定分の公費負担について、お伺いいたします。

数年前にも単価改定がありました。私は同様の質問をいたしました。そのときは確かに父母負担が重くなることに対して、経済的に困難な家庭に何らかの対応をしないといけないというお話が、当局もそういう認識しているというお話がありまして、結果といたしましては、就学援助、これの助成を基準を緩和する、引き上げる、こういう形で、生活保護基準の1.3倍の収入でした就学援助の基準を1.4倍に拡充して、生活が困難な方の負担軽減に、つまり給食費を含めて無料の家庭を増やすという形で対応されたというふうに承知いたしております。

就学援助制度が生活保護の1.4倍というのは、ほぼほぼこの制度の拡充でというのは限界に近づいているのかなというふうに思っています、今現在、小学校6年生と中学校3年生は学校給食無償化されていますけれども、方向としては原市長の方針のように、学校給食の無償化を促進していくという、これは、その方向性は承知はいたしておりますし、歓迎しております。この促進をさらに図ることがまず第一だというふうに思いますが、当局はそのことに関してはどうのお考えか、改めて答弁をいただきたいと思っておりますし、加えて、今回の単価の改定について、やはりこれを全て父母負担の増にお願いするというのは、やはり経済的に厳しい方が見えるということ、行政としてはやっぱり直視すべきだというふうに思います。

このせめて増加分だけでも、公が負担するという制度を新たに検討すべきではないかというふうに思いますが、このことに関してはどうのお考えか、ご答弁をいただきたいと思っております。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） おはようございます。ご質問にお答えします。

小中学校の給食費については、現在、第3子以降の児童生徒と、小学6年生、中学3年生を対象に、全児童生徒の約3分の1を無料化しています。

この給食費無料化については、将来的に拡充していく方向性でありますので、市全体の財政状況を見ながら、今後お示ししていきます。

柴田議員の答弁でもお答えしたとおり、食材価格の上昇により、令和6年度から給食費を小学校30円、中学校40円の増額をしたいと考えています。この給食費改定分の公費負担については予定しておりません。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 公費負担については考えていないということではありますが、検討はされた経緯はあるのかどうか。例えば今の小学校30円、中学校40円の増加分の3分の2の児童生徒となれば、どれくらいの予算がかかるのか、これについてやはり検討すべきだと思うんですね。

その金額と検討した経緯、そういう結論に至った経緯についてはお示しをいただきたいというふうに思っておりますし、やはり検討の中で、すぐ隣の大口町では、いわゆる給食費の半額を公で負担しているという制度を持っていますし、これもこれで喜ばれているというふうに思っていますが、検討がどの程度された上で、そうした結論になったのかお示しをいただきたいと思っております。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

保護者の方の負担増になるということは、重々認識しております。議員からご提案のあり

ました、公費の一部負担につきましては、現在第3子以降の無料化、それから小学校6年生、中学校3年生などの無料化を今後の拡大も視野に進めており、またさきの市長答弁でも、物価高騰対応地方創生臨時交付金を給食に充当する提案をさせていただくなど、様々な手だてで、今後も保護者の方の負担軽減を行っていくことから、給食費の一部公費負担については現在予定しておりませんが、もちろん検討の中では、その公費負担ということも市長を交えてテーブルの上に乗せさせていただきました。その検討を経ましての結論でございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今の答弁を聞いていまして、そうした検討について波及効果等も含めて、私は十分なことがやられていないなというふうに思っていますが、もちろん国の1次交付金を活用して、臨時的な無償化を全学年含めて、幼児含めて進めることにはもちろん賛成ですけれども、やはり通常の負担の軽減は私は必要だというふうに思いますので、再度、新年度の予算編成、さらにその財政状況を見ながら、無償化の学年を増やすことと合わせて、一部単価改定分の公費負担についても、検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。3、相次ぐ給食業者の倒産への対策・備えーその1、入札制度の見直しについてであります。とりわけ今年の夏休み明けに、給食業者、様々な給食業者の倒産のニュースが相次いで報じられました。このニュースの中に、やはり安易な契約に頼るのではなくて、業者をきちんと見極めるということも大事だというようなことも、ニュース報道の中に書かれていまして、確かにそうだなというふうに思いました。

犬山の現在の入札制度については、学校を幾つかのグループに分けて、若干の条件をつけながら入札をして、業者を決めているというふうに承知いたしております。しかし基本は、一般競争入札だというふうに思います。

犬山市は残念ながら、公契約条例を持っていません。公契約条例は、そういう一般競争入札ではなくて、より公のその仕事に適した業者を決めていく、そういう幾つかの条件を持っています。私は以前から公契約条例が必要だというふうには思って、この議会でも主張したことがありますけれども、公契約条例ができていなくても、学校給食の契約については、条件を幾つかつけていくということも可能だというふうに思っています。今の条件は、多分経験だけじゃないかと思っていますけれども、それ以上にやはり働く人たちの状況も含めて、やりがいの持てる職場ということもアピールしながら、契約についてももう少し踏み込んだ制度にしていく必要が大事ではないかというふうに思っていますが、この点についてはどのようにお考えか、お示しをいただきたいと思っています。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

本市の給食業者との契約は、調理業務委託であり、食材の調達や光熱水費は契約に含まれておらず、市が直接支出しているため、物価高騰による直接的な事業者への影響はないものと認識しております。

また、調理業務委託は、先ほど議員もおっしゃいましたが、14校一括契約とせず、14校を6ブロックに分けて入札を実施し、複数の事業者が関わるようにしています。契約時には業務を代行する代行保証書の提出を求め、受注者が調理業務を遂行することが困難になった場合に、代行保証業者が調理業務を行うようにするなど、給食提供が安定して行うことができる体制を整えています。

現在、4事業者と契約を締結し、令和7年7月までの契約となっていますが、次回の契約は引き続き現行と同じ手法での実施を考えております。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。代行保証書という形でリスクを担保しているというふうに理解いたしました。しかし、犬山市は、私は学校給食の調理業務の契約を含めて、いわゆる今、全国的に各自治体に広がっています公契約条例が必要だということをおもっていますので、こうしたことを発言通告してありませんけれども、ぜひ検討を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

同じく相次ぐ給食業者の倒産への対策・備え—その2として、公によるモデルの新設についてということを出させていただきました。犬山市のこの調理業務の民間委託が進められているときに、当時の瀬見井教育長が、民間委託がずっと進むということに対して非常に心配をされているということであれば、公設の直営のモデルを1校残して進めるということも検討したいという旨を発言されたことがありました。私もそれは一つのケースとして、そういう直営のモデルがあるということは、いろいろなことの上で、人材の確保や、より公と民が競い合うということも含めて、優れた方法ではないかなということ、賛同した記憶があります。

こうした中で、今、学校給食の業者の倒産の危機が心配される中で、こうしたことも一つの手法ではないかというふうに思い出しまして、それについて今の当局はどのようにお考えなのか、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

平成12年度から導入した給食調理業務委託は、今年度で24年目を迎え、学校給食の調理業務に関しては、円滑に進めることができていると認識しております。

円滑に進めるには、現場の栄養士、栄養教諭が、事業者としっかり調整することが必要です。そのため栄養士が担う役割は非常に重要であると認識しております。

そのため市の取組としては、さきの教育長答弁で申し上げましたとおり、アレルギー対応など、支援を必要とする児童生徒の増加傾向や、一層の食育の充実のため、令和5年度に市費の栄養士を1名増員しております。

また、令和7年度（※170ページに訂正発言あり）は、栄養教諭の2校兼務の体制を解消するため、市費の栄養士を1名増員したいと考えています。

このように市として、食育に関しては非常に前向きに取り組んでおりますので、ご理解よ

ろしくお願いいたします。

失礼しました。令和6年度は2校兼務の体制を解消するため、市費の栄養士を1名増員したいと考えております。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 学校給食が調理業務の民間委託の中でも非常に喜ばれる学校給食として進められている今の部長答弁、そして昨日の教育長答弁の中でも、キーパーソンが栄養士だと、この栄養士の確保に全力を挙げているという状況が答弁の中でも明らかになりましたし、現場の中でもそうしたことを感じていますので、それをぜひ今後とも、継続していただきたい、こういうふうに思います。

次に移ります。件名2、（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園が公設・公営、新羽黒保育園が民設・民営という中で、今後のそれぞれの優位性について、お伺いいたしたいと思えます。

1、園建設補助金とZEB補助金についてであります。

園建設補助金は、私の理解では、公設・公営のほうが目に見える形で補助金が出され、民設のほうは、交付税算入という形で、目には見えにくいけれども、きちんと国のほうは手当をしているというふうに説明しています。

一方で、今回は橋爪・五郎丸、公設のほうにつきましても、ZEB補助金で、いわゆる100%ZEB化の新しい園が建設される。一方で、民設・民営のほうは、こうした配慮がされずに進められているという状況で、非常に残念な気持ちであります。これを考えた場合、今後を考えた場合に、私は、ならば建設については、ZEB補助金を優位に使えるという立場から、公設・公営のほうに優位性があるのではないかなというふうに思うわけですが、この点はどうお考えか、お示しをいただきたいと思えます。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 質問にお答えします。

本年9月定例議会の岡議員からの一般質問でお答えしたとおり、民設・民営で実施する新羽黒保育園は、環境配慮型園舎として、二酸化炭素の削減と環境負荷の低減となる木造建築とし、自然エネルギーの活用や、光や風をコントロールすることで、年間を通じて園児が過ごしやすい環境にされると聞いております。

この保育園は、ZEB補助金の対象となる建築物ではないものの、環境に配慮されたものであり、従来の子ども未来園と比較しても、十分に優れた保育環境を提供できることから、ZEB化建築の有無により、子どもたちが過ごす保育環境に格差が生まれるとは認識しておりません。

（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園のZEB化建築は、市内で初の新築の公共施設であり、二酸化炭素削減率100%の完全ZEBとして補助金を活用します。公共施設だからZEB補助金が活用できるのではなく、民間事業者でも、ZEB化建築としての要件である省エ

ネ化を達成できれば、補助金の活用はできます。

したがいまして、議員より、ZEB建築仕様で補助金を獲得できる、公設・公営の方が優位性があるのご意見を頂きましたが、そうした視点により、公設・公営、民設・民営、どちらかに優位性があるものとは認識しておりません。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁いただきましたが、公設・公営、民設・民営に、どちらかに優位性があるものとは認識していないということでもありますけれども、現実として、公設・公営は、100%ZEB、完全ZEBという形で建物ができる。一方で、新羽黒保育園の民設・民営は、環境に配慮したものという形にとどまるというのが現実であります。

では、なぜこういう差が生まれたのかということ、設計段階というか、仕様を決める段階で、公のほうが、そういう仕様を立てられなかったということになるのかなというふうに私は思っていますし、立てられなかったのは、それなりの理由があるんだろうというふうに思わざるを得ないというふうに思います。その辺の解明は私もまだしてありませんけれども、当局にも解明してほしいですし、私も解明したいというふうに思いますが、結果としては、そういう形に今回はなってしまったということですので、その辺はお互い受け止めなければならぬのだろうというふうに思います。

次に移ります。優位性の検証についての2番として、保育士確保について内閣府ホームページの提案募集方式を活用した解決事例や、厚生労働省の諸情報、全国各地の先進地事例をどう受け止めているかということでもあります。

公設・公営から民設・民営にしていく理由の一つが補助金の問題と、もう一つは保育士の確保が大変なんですということをしぼしぼ聞きました。これは犬山市だけの問題ではなくて全国的にもそういう状況があるということも承知いたしております。

そういう中で、国も内閣府や厚生労働省がこうした形で自治体を支援しているというふうに承知していますし、幾つかの先進地の事例も、パソコンを開くといっぱい出てきまして、読み込むことは私には不可能ですけれども、全国でそういう取組がされているというふうに思っています。

私は、自治体が情熱を注いで、しかもお金も出すんだということを本気に取り組めば、保育士の確保は民間よりも公のほうがはるかに取り組みやすい、要は、そこにかける情熱、そしてお金だというふうに思っています。その辺は当局はどのように思っているのか、お伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

当市には公立保育所が13園と私立保育所が2園あり、合わせて15園で保育の必要なお子様をお預かりし、保育業務を実施しております。保育士の公立園と私立園の優位性については、少なくとも当市において、どちらかが優位という認識はありません。つまり、公立園、私立園、いずれの保育士も同等であるということです。

具体的には、保育士の配置基準については、全国的には保育士不足と言われる中、当市では国の基準に比べて手厚く配置しており、私立園も同様の配置基準としております。また、公立園と私立園の各園長出席による園長会を毎月1回開催し、保育実施内容の情報共有や国及び県の動向などの情報発信をはじめ、若手保育士の育成方針や具体的な保育事例を基に、保育現場の現状や課題を踏まえた意見交換などを行っております。加えて、市内公立園及び私立園の全ての保育士を対象とした合同研修を行い、保育士全体の資質向上にも努めております。

以上のことから、繰り返しになりますが、公立園、私立園、いずれの保育士も同等であると認識しております。

議員よりご提案のありました、保育士の人材確保のための国の制度の活用や、他自治体の事例を参考にすることは必要と考えておりますが、そこに公立園のほうが優位性があるとは認識しておりません。

いずれにいたしましても、市といたしましては、犬山の子は犬山で育てるという思いを共有し、犬山のよりよい保育の実施を進めていきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。保育士を確保するだけでなく、いい保育士を育てるということも僕は非常に大事だと思っています。

私は犬山市のどちらかというとな部のほうに住んでいるんですけども、そうすると、以前、子育ては犬山市だよねと言われていましたけれども、最近の子育ては小牧市だねっていう声が南のほうからじわじわと聞こえてくるんですね。小牧のほうはどうしても子育てに力を入れているというふうに、制度的にも、それから建物を含めたいろんな面から、もちろん市がトップセールスでそういうことも強調していますので、そういう認識が住民の側に広がってきて、住民の方からそういうことを言われるケースが多いんですね。

私はそういう面では、この保育に携わっているその分野の人たちを含めて、市のトップも含めて、子育てするなら犬山だと、犬山市はこれだけ力を入れてるんだと、これだけ情熱を燃やしているんだということをやっぱりアピールできる政策も含めて打ち出してほしいなというふうに期待しています。

私はこの質問をしながら、最後にぜひこれ市長にお伺いしたいんですけども、以前、保育士の皆さんと一緒にいろんなことも提言もし、実行もしたりしてきたんですけども、非常にその頃の保育士の熱量が高かったというか、情熱が高かった中に、保育園でなくて子ども未来園に来てくださいというのがあったんです。このときの保育士の皆さんの熱量、情熱というのはすごかったなと思っているんですね。

ちょうどそれはどういう背景かと言うと、全国の中で保育園の民間委託が始められた頃です。その頃の保育士たちは、絶対に民間委託に犬山市はしないしてほしいし、将来的にもしないしてほしい、自分たちはこの仕事に情熱を持って取り組んでいるんだということと、それからちょうど時を同じくして、幼児教育が保育園でも始められてきたんですね。そのことに合わせて誇りを持って保育園から子ども未来園、全部銘板を書き換えるわけですから、お金もかかったんですけども、その情熱ある訴えに私どもは圧倒されたというよりも、強く共感

しました。

市長に再質問したいのは、私、どうしても引っかかるのは、新羽黒保育園って言って、今まで公立でやってきた羽黒の子ども未来園、羽黒北子ども未来園が、残念ながらまた保育園に逆戻りしてしまう、名前の上でね。僕、これはやっぱり避けたほうがいい、住民感情からしても、また羽黒だけ保育園に逆戻りというのが、あの頃訴えられた保育士の皆さんの情熱が、僕はどっかに飛んじゃうと思うんですよ。

これはやっぱり、最低でも民設・民営でも、犬山市はこういう思いで、保育園から子ども未来園というふうに名称を変更してきたんですということを、トップが事業者にお話して、最終的に決めるのは事業者だということは私も分かりますけれども、市長がトップで、犬山市のそういう歴史を語って、やっぱり同じ子ども未来園にしてほしいと、中身は一緒だということを再三言っていましたからね、僕は、やっぱりこれは最低、市長が子ども・子育て監と一緒に出向いて、この犬山市の歴史を語り、犬山市の子育ての政策を語って、ぜひ民設・民営でも同じ子ども未来園という名称で、中身も同じくやってほしいんだということを僕は言ってほしいなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問とずれるかもしれませんが、冒頭子育てをするなら小牧でという声が大きくなっていると言われたので、あえて少しお言葉を添えるのであれば、やっぱり小牧と犬山はまず実情が違います。お金を出して、小牧市は準備金、3年以上働いたらその準備金は返してもらわなくていいですと、30万円だったかな何か用意をされています。でも、そこに設定したのは何かと言ったら、小牧の場合は保育士が3年以内に離職する人が多いからなんです。じゃあ一方、犬山はどうかと言ったら、岡議員がおっしゃってくださいました。育てるのも大事だ。小牧に比べて3年以内で辞める犬山の保育士はほとんどみえません。だから、そもそもその犬山と小牧の保育園の在り方、保育士の先生の考え方が違うんだということは、まず受け止めていただきたいと思います。

さらに申し上げるなら、キッズパークも年内に、どこで計画するのか、皆さんにお示しをしていくというふうに申し上げております。

我々も議員の皆さんと一緒に情熱を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、冒頭申し上げさせていただきます。

そして、子ども未来園という名前をこのまま継続したらどうか。私自身もこの子ども未来園というネーミング、すごく温かく、好きな名前です。まさにその当時の皆さんの思い、考えがこもった名前、犬山の皆さんで犬山の子どもたちを育てていくんだということに集約されているんだと思っています。

その中で、ご承知のとおり、事業者募集の際は、名前の決め方がどうなっているのかというと、正式名称は後日協議のもと決定していくとされています。ですから、名前についてはこれからです。岡議員もおっしゃられました。民間ですから民間の方針、そして姿勢、考え

などがあるので、最後の判断は民間になりますが、我々、犬山市としても、これまで犬山の保育方針、そしてカリキュラムなどをお示ししながら、犬山の保育がどうあるべきか、民間事業者の方に強い思いを持って、いろいろと協議を重ね、お示しをしてきました。それをもって手を挙げて、自分たちも犬山でやりたいとおっしゃってくださったのでありますから、犬山の保育に向き合ってやっていってくれるんだというふうに確信をしています。

そこで、名前については、改めて協議の段階で、犬山の歴史、犬山の思い、保育の方針を、強い思いでお示しをしていきながら、民間と協議によって、犬山のよいところを組み合わせながら、いいネーミングにさせていただけるといいなというふうに考えておりますので、そんな思いで臨んでまいります。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長、答弁ありがとうございます。期待しています。

次に移ります。3、羽黒地域等を流れる「入鹿用水」の改修事業等について、「犬山市」も加わった形で推進することについて。

入鹿用水の幾つかの地域の用水ですね、以前もいろいろ言われて、もうちょっと何とかならんのかというふうに言われたことがありまして、今回もいろいろな大雨の結果、護岸等が崩れたり、応急手当をしていたりしている状況がありまして、そのこの近隣のあるいは土地の所有者の方が、市のほうに出向いて市と相談をする。もちろんその方も犬山市の用水ではなくて、入鹿用水だということは十分承知して、市のほうに出かけて相談をするんですけども、なかなか煮え切らない、腹に落ちないという状況が続いている中で、そういう状況を、なぜか私のところに、言いやすいのかなというふうに思うんですけども、苦情方々、何とかならんのかというふうに持ち込まれました。

やっぱり、それは、用水は入鹿用水のものですけれども、雨水排水は当然そこを流れる形になるわけですので、犬山市も加わった形で、何とかこうしたことを幾つかの改修等の事業を推進できないのかというふうに思っています、これは多分一般質問で取り上げるのは初めてかなと思っていますが、地域ではずっとくすぶってきた問題で、なかなかすっきりしなかった、すっきりしない状況が続いてきているわけなんです、この点、犬山市としてどうされるのか、お示しをいただきたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市内の用水路には、用水管理者が管理するものと、市が管理するものがあり、施設補修工事、しゅんせつなど維持管理については、該当する用水の管理者が行っています。しかし、多くの水路は、用排水兼用となっており、用水の受益地が住宅開発などにより減少した状況では、用水路としての機能が減り、地域の雨水排水機能としての役割が増してきていることは認識しております。

また、この状況を踏まえ、市と入鹿用水土地改良区とで協定書を交わしており、年度ごと

に応分の負担について協議し、土地改良区が行った幹線水路に係る施設維持管理費の一部を負担しています。

入鹿用水の改良事業などについても、これまで市も加わっており、最近の事例では、羽黒赤坂、安戸地域の雨水排水改善対策として、令和4年度から着手している上水路の改修工事については、愛知県尾張農林水産事務所及び入鹿用水土地改良区と犬山市で費用負担を含めた協議を行い、県が事業化し、進められています。

議員ご質問の、高雄用水路の改修においては、下流部分の護岸改修を入鹿用水土地改良区が事業主体となり、事業費については、県補助金60%と、残り40%は民地の保全を合わせて行うため、土地改良区、隣接土地所有者、市の三者で費用割合を定め、負担するよう、実施に向けた調整を進めています。

入鹿用水の管理する幹線水路は、地域の雨水排水機能としてなくてはならないものであり、今後も施設改修、維持管理については、入鹿用水土地改良区と協議しながら進めていきます。

◎副議長（岡村千里君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。答弁を聞きながら、言葉をもう一度かみしめながら、確認させていただきました。

期待以上の答弁でありまして、地域にくすぶっていたもやもやがすっかりとしたというふうに思っています。ありがとうございました。

以上で、私の今回の一般質問を終わります。

◎副議長（岡村千里君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。16番 柴山一生議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） おはようございます。私は2件について一般質問させていただきます。

まず1つ目が、ラジオ体操であります。

今朝も、朝6時半から上坂公園で元気よく皆さんとラジオ体操をやってまいりました。このラジオ体操のあの地域での出どころというのは、西コミュニティがございすけれども、西コミュニティがもう10年前後ですけれども、毎夏、子どもたちのために一生懸命ラジオ体操をやっているんですね。1週間だけなんですけれどもやってまいりました。

毎回、皆さんから意見が出ていたんですけど、こんないいことはやっぱり続けるべきだよなんて言いながら、結局1週間たつとそれで終わっちゃう。それで残念なんで、今年から、とにかくやろうということで、8月5日に子どもたちの体操が終わりまして、8月6日からずっとやってまいっておるんですね。今日で125日目。雨が降ると休みなんですけども、雨が降るのは、実際4日間ぐらいだったんですね。ほとんどは開催可能。しかも6時半、夏はもちろん日が長いので明るくていいんですけど、冬になったらどうなるかなと思っておりましてけれども、今日でも、それほど、薄暗いんですけども、やれる。また土木管理課のご努力によって、上坂公園の街灯が今まで朝つかなかったんですけど、今つけていただきまして、少し明るくなったというのがあるんで、非常に我々の活動がやりやすいなというところですよ。

ラジオ体操というのは、そもそも、調べますと、アメリカから来たものらしいんですけども、以前、私がアメリカ行ったときに、ラジオ体操というのを日本ではやるんだよということで見せましたら、向こうの人はたまたまか知りませんが、全然知らなくて、ラジオ体操をやると、もうぎゃあぎゃあ喜んで、一緒にやっていたよ、非常に人気でしたね、ラジオ体操は。

日本でも大正何年かから始まったというふうに聞きますけれども、それ以降ですね、日本では本当に一つの伝統文化になってきているんじゃないかなと僕は思っています。

この議会でも、小池元市議会議員が、平成21年にご質問され、その後、吉田さん、我々の、今いらっしゃるいませんが、吉田議員が、4回もラジオ体操やるべきだということで、ずっとおっしゃってきたんですね。

非常にこれは、本当に日本の一つの重要な文化になってきていると思うので、私は子どもたちにも継承して続けていくべきだなと思っております。

それで、まず、要旨の1つ目ですけれども、今、子どもたちはラジオ体操というのをやっているのかどうか、小学校、中学校でですね、それをお伺いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

市内の小学校10校に確認したところ、5校でラジオ体操を行っており、その多くは運動会の全校種目として行っています。運動会でラジオ体操を行っている学校については、運動会の練習の一環として、体育の授業で取り組むこともあります。そのほかの体育の授業で、準備運動として行っている例もありますが、全校を挙げて取り組んでいるという学校はございません。

◎副議長（岡村千里君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。平成21年の質問ときもそうだったんですが、あのときは6校やっているということで、1校減ったんですね。もったいないなとは思っています。ぜひこれからもやられたらどうかなと思っていますけれどもね。

それで、子どものほうは教育委員会にお任せするとして、大人のほう、今日もやってきま

したけれども、公園で15人ぐらい集まってやっております。私はこれを始める前に、ほかの地域、例えば各務原にも行きました。各務原公園というところがあるんですけど、あそこのラジオ体操にも参加して、どんな調子かなと思って見てきたんですけども、ちゃんとやっていますね。

これは日本中にどんだけこんなグループあるのかどうか分かりませんが、市の役割としては、どんなグループがどこでやっているとすることを市民に知らせるということは、やっぱり重要じゃないかなと。重要というかやっていただいても結構じゃないかなと思うんですね。ですから、ラジオ体操マップというのを作っていただいて、この地域では、これぐらいのグループがやっていますよという、そういったマップを作って、そしてホームページで出していただいて、お互い交流というか、時々ほかのところに行ってやってもいいだろうし、あるいは、ほかの市町に行っても、やってきたらこれ楽しいんじゃないかなと思うんですけどね。

僕はちょっとこれ話が違うんですけど、朝の挨拶運動というのをずっとここ3年ばかりやっています、私、視察なんか行って、どこに行っても、例えば北九州へ行っても、駅の前でやってくるんですね。旗立てて、おはようございますってやっていくんです。あれ楽しくて、ですからラジオ体操でもいろんなところ行ってラジオ体操をやるのもまたいいんじゃないかなと思う。

ほかの地域から犬山に来た人が、犬山はどこでラジオ体操やっているのかなと思ったときに、このホームページぱっと開いて見て、ああ、ここでやるとんだ。じゃあ明日の朝、起きたら、そこでみんなと一緒にやっとうかというのはあるかもしれないですね。ですから、こういったラジオ体操マップというのを作っていただくことに対して、どうお考えになりますでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 柴山議員、今、要旨の2でよろしいですかね。

要旨の2の質問ということで、当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

ラジオ体操は全身を使った運動であり、筋肉や関節のストレッチ効果が期待されることから、広く準備運動として利用されたり、様々な事業所や地域で実施されているところです。

こうした気軽に運動する機会として、誰もが参加可能な地域で行われているラジオ体操を周知することは、気軽に運動したいというニーズに対して選択肢を提供するものと考えます。市として、こうした活動の全てを把握している状況ではありませんが、今後、市内で行われるラジオ体操の団体や開催場所などの把握に努め、市のホームページに順次掲載し、気軽に参加できる機会の提供を行ってまいります。

◎副議長（岡村千里君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ぜひよろしくお願ひします。1日朝10分で、本当に健康になるような気がするし、それとともに、やっぱりみんなと話ができるんですね、非常にいい機会だと思いますので、ぜひ前向きに捉えていただきたいと思います。

それでは、2件目に移ります。

2件目は、木曾川の頭首工のところの管理橋の交通制限なんですけれども、私、4年ほど前から電動アシスト自転車に乗っているんですね。何でかと言いますと、私は坂下の人間なんです。坂下の人間のやっぱりつらいところは、上町っていうんですけど、上町へ行くときは必ず坂を上らなあかんんですね。あれが結構きついですよ。もちろん若い頃は全然気にせずさっささっさと上がったんですけど、やっぱり60過ぎてくると、なかなかきついで、どうしたものかなと思ったときに、やっぱり電動アシストバイクというのがあって、これちょっと値が張るし、また充電器もあれは1個ではもたんもんだから、もう1つ買わなあかんんですね。あれ3万5,000円もするんですよ、結構。本当は市もちょっと助成してくれんかなと思うぐらいですけど、とにかく電動アシストバイクにしたら、本当、坂も気にならなくて、これで坂下の人間も上町の人間も公平になったなと、平等になったなと僕は思っております。

それで、あれに乗り始めてから、犬山市内、結構いろんなところを走るようになったんです、自転車。そうしますとね、自転車にとって何か制限があるところが結構あるというのが思っているんです。

ちょっと資料を見ていただくと、写真ばかりですので、一番最初の1ページ目の写真は何かというと、自転車で回っていてきれいだなと思うところは、ライン大橋渡って対岸に行って、対岸も遊歩道が完成したんですね。あそこを走ってぐるっと回って、ツインブリッジ回って、そして、また川の左岸を下ってくるという。今度はあのトンネルが開通したらそこを突き抜けていけるなと思っているんですけど、そうすると1周、あれはどれぐらいですかね、2キロから3キロぐらいのところですけども、非常にいい周遊コースになるなと思って見ているんです。

ここのその水面なんですけど、本当きれいですね。写真のとおり、犬山城がひっくり返って見えるんですね。逆さ富士というのありますけど、逆さ城なんですかね、ちょっと名前が余りよくないんですけど、何かいいの考えて。最初本当はここの質問のときに、ここの場所やっぱり名前つけたほうがいいんじゃないですかというふうに市のほうに聞いたんですけど、いや、「ここ木曾川です」と言われて、いや、木曾川は分かっているけど、木曾川のこの一部分を何か愛称でもつけて、そしてみんなが集まりたい場所になったらいいんじゃないかと言ったら、「いや木曾川です」で終わったんで、ちょっとこの辺は市と余り話してもしょうがないかなと思ってやめたんですけど、その次、この周遊する上で、非常にいいところなんですけど、もうトンネルが開通するのが待ち遠しくてしょうがないんですけど、ただ、次のページ見てください。3ページ。

3ページを見ますと、こういう制限があるんですよ。4行目、「自転車の利用者は下車通行してください」って書いてあるね。これだけではちょっとみんな認知せんだろうなというのを次のページ見てください。ぼうんと真ん中に、「自転車の方は危険ですので下車して通行してください」と看板が立っとるんですよ。何かね、自転車乗るとるやつが悪者のような感じになってくるんで、こりゃないなと思ってんですね。

そんなに危ないかなと思ってはいるんですけど、その次のページが各務原からね、5ページのところ。6ページ見てください。これ6ページ見ると、これは扶桑の遊歩道なんですよ。

この遊歩道は、この地域では指折りの遊歩道ですね、本当に素晴らしい。歩いているだけでああ、幸せだな、もういつ死んでもいいなと思うぐらいの遊歩道ですよ、ここは。本当に素晴らしい遊歩道。そこの遊歩道は、ちょっと拡大して見ていただくとあるんですけど、真ん中に自転車の黄色の看板で、自転車の絵を書いて、「徐行」って書いてありますね。だから、あそこの遊歩道は自転車に乗って走ってもいいんですよ。だから、なかなか気が利いてるなと思って、人にぶつからないように気をつけて走らなあかんと思うようになります。

ですから、ライン大橋の管理橋も、これ自転車に乗ってもいいようにしてもらえないかなということで質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山頭首工管理橋は、東海農政局が管轄する土地改良施設であり、ゲートの点検や修繕等に利用するために設置されているものです。その管理橋部分を、犬山市、各務原市の両市が土地改良財産の多目的使用申請を行い、歩行者専用道路として限定利用する条件で使用許可を受けて、皆さんが通行できるようになっております。

したがって、自転車に乗車しての通行する許可を受けることはできません。

◎副議長（岡村千里君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） これ再質問したいんですね。私、東海農政局に聞いたんですよ。

「自転車降りないかんというのは、あんたらが言ったの」って言ったら、「いや違います、うちが言ってません」って言ったんですよ。だから、犬山市と各務原市が、どういう思いかわからない、忖度されてか分かんないんだけど、こっちが決めちゃったんですよ。その理由は何なんですか。

ちょっとこれ再質問するつもりなかったんであれなんですけど、すぐ答えられるのやったら教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

再 開

午前11時12分 開議

◎副議長（岡村千里君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

現在の許可の条件としては、先ほど答弁させていただいたとおりですので、今後協議の中

で、可能なのか、もしかしたら条件が外れるのかというものについては、各務原市と両市ともに東海農政局のほうに検討できるように話を進めて、その結果どうなるかは分かりませんが、こちらからとしてはそういう話をさせていただければというふうに思っております。

◎副議長（岡村千里君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再々質問しますが、ちょっとヒアリングのときにはこういうことをおっしゃったんで、私、確認しました。7ページなんですけど、メジャーで欄干の高さを測っていますが、ここ93センチぐらいかな。次のページが、8ページのほうが、これが管理橋のほうの欄干なんです。こっちは103センチぐらいで、10センチぐらい高いんですよ。当局のほうの理解としては、管理橋は欄干が低いから、欄干から落ちると、自転車に乗ると、だけど実際は、こちらのほうが高いんですね。

あと、その次のページ、9、10ページですよ。これは私の自転車なんですけど、サドルの高さはどれぐらいかという、88センチぐらいなんですね。ですから、安全性から言うと、管理橋のほうが安全、あと、車道のほうを走ってみると分かるけど、車道は車ぼんぼん走るんですよ。だから自転車で行くと危ないですよ。あれ、はっきり言って。ですから、僕はやっぱり管理橋のほうね、乗って、ゆっくり徐行してですよ、スピード出しちゃいけないと思うんですけど、徐行して回るぐらいいいんじゃないかと僕は思っています。

あと、ちょっと重要な話だと僕は思うんですけど、犬山市も、土木管理課で僕ね、本当大好きなんです、ここの土木管理課、よくやってくれる、すぐやってくれる、すばらしいんですけど、問題はここの変な付度があるんじゃないかなと思うんですね。いわゆる上の機関に対し、県とか国だとか、付度してやっていると思うんです。

さっき許可とかどうのこうのおっしゃったんですけど、東海農政局のほうは、そもそも「自転車降りろ」とは言っていない。こっちで勝手に付度してやった。それに対して許可出した話で、その辺りやっぱり国のほうを見て、これ使わせてもらうんだからちょっと控えめにしなあかなというふうにやるのか、あるいは市民のほうを見て、市民のために、市民がもうちょっと利便性がいいとか楽しくとか、使うためにはどうしたらいいかという市民を向いて、そういう規制とか、規制は僕はせんほうがいいと思うんですけど、そういうのを考えるのかというのやっぱり大きく違うんですね。

つまり、何度も言いますが、上を見るのか、市民を見るのか、市民を見て、やっぱり施策というのは出してほしいなと僕は思うんですけど、その点、再々質問なんで最後ですけど、東海農政局が「自転車降りろ」とは言っていないということをちゃんと確認してくださるかどうかが。それから、市民目線で、これからこの施策を改善していかうとされるかどうか、伺いたいです。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えします。許可の条件としましては、こちらのほうで再度確認をさせていただきます。

また、市民目線、上目線かというところについては、個人的な話をすると、僕もあそこを毎日通ります。毎日通るといふか利用をさせていただいております。そういった中で、昨年度に自転車と歩行者の接触があったというような事案もございまして、再度、あそこの管理橋のところ自転車を降りてくださいというところまでやらせていただきました。それは各務原市と協議した結果、やっぱり看板だけではなかなか分かりにくいということで、路面標示もさせていただいております。

そういったことから、どちらの安全を取るか、徐行の安全を取るのか、徐行していれば、歩行者とぶつからないのか、そういったところも総合的に判断して変えないと、徐行の感覚というのは人それぞれになる気が僕はしていますので、そういったところを総合して判断をしていきたいと。許可の条件については、東海農政局には確認させていただきましても、その後についてはまた協議、各務原市とともに協議していきたいというふうに考えております。

◎副議長（岡村千里君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時19分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。通告どおり質問をさせていただきますが、2件目の要旨1の給食費については、昨日の柴田議員の答弁で全て理解いたしましたので、こちらのほうは質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 承知いたしました。

◎13番（鈴木伸太郎君） 質問を始めます。

件名1です。どうする？公金の扱い。このどうするということでこの1年間、件名につけてきましたが、これも大河ドラマが終わるんで、今回が最後になります。どうする？公金の扱いでございます。

①令和4年度決算不備、支払い遅れ、支払い先誤り等、その対策が見えないということで、9月議会、その後の全員協議会等でも、副市長からお言葉がありました。改善策を講じると

ということですが、あれから何も見えてこないんで、今まで何をしてきたのか、それから、これからどうするのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

諫山出納室長兼会計課長。

〔出納室長兼会計課長 諫山君登壇〕

◎出納室長兼会計課長（諫山知真君） まず初めに、先ほど議員からお話ありましたように、令和4年度決算におきまして、一部不適切な会計処理がありましたことにつきまして、改めておわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

会計処理につきましては、さきの9月議会におきまして、鈴木議員の一般質問もございました。経営部長から答弁させていただいたとおり、これまでも様々な対応、対策を行ってきております。今回の会計処理の指摘を受けたことにつきましては、組織として非常に重く受け止めております。

今後、このような事案が再発しないために、まず、9月28日に部長級の会議であります幹部連絡会におきまして、再発防止に向けての注意喚起と、全課対象に研修を開催することについて周知をさせていただいております。

また、翌月の10月7日に、幹部連絡会におきまして、部長級を対象に、会計年度と出納整理期間について、改めて再認識をしていただくということで研修も行いました。

続きまして、全ての課を対象に、10月20日に研修を実施いたしました。研修では、今回の事案をより具体的に職員に説明をした上で、基本的な会計年度の考え方、また、出納整理期間などの考え方につきまして、再認識をしてもらい、今回の事案が、何が問題であったのか、再発防止のため、今後どのように職員が心がけていくことが必要であるかについて、研修を実施させていただきました。

まずは、この研修を通しまして、開催した趣旨を踏まえまして、受講した職員が課内に戻りまして、フィードバックをしていただくこと、さらに、職員全員で共有を図っていただくこと、また、この内容を組織全体で根づかせていくことが非常に重要であると考えております。

次に、今後の対策についてです。来年度以降も、これまで会計課では、年に1回、職員に対しまして、会計事務説明会というものを開催させていただいております。この会計事務説明会に加えまして、来年度以降は、こういった事案を踏まえまして、研修を定期的実施し、職員の会計事務に関する基礎知識、こちらの向上を目指していきたいと考えております。

また、会計調書における履行の確認につきましても、今後は金額の大小にかかわらず、履行の確認を行ったことを会計調書に記載させるようにしていく予定でおります。

加えまして、現在、職員が使用しております財務会計システムというものがございます。こちらは令和6年2月、間もなく2月になりますが、こちらにちょうどシステムの更新を予定しておりますので、これを機に、財務会計システムの必須入力項目に、改めて検収日という項目を追加して入力させるように、現在検討しております。

これによって、職員が前回ご指摘いただきました、誤った会計年度で支払った事案が起きておりますので、会計調書を作成する時点で、出納整理期間の会計年度の誤りがないかをこ

のシステムで確認することができます。

もちろんミスを防ぎ、ミスを起こらないようにするためには、組織としての仕組み、こちらと、職員の意識向上、もうこちらが非常に大事だと思っております。仕組みにつきましては、9月議会で、経営部長が答弁しました処理経過表の仕組みで、今、私が申し上げました新しい仕組みなどを加えていくことで、二重三重のセーフティーネットをかけていきます。ただし、この仕組みだけではうまくいくとは思っておりません。この仕組みを使いこなしていくのは職員です。職員のさらなるレベルアップが不可欠です。そのためには、研修などを通じまして、職員の理解、意識、こちらを今以上に高める。そして、今後も副市長をトップとする幹部連絡会議の場などを通じまして、内部牽制を高め、組織全体として事務処理能力の向上に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 会計管理者が答弁されるとは思ってなかったんで、変な意味じゃなくてびっくりしました。ご苦労さまでございます。

再質問に移ります。

今のご説明ですと研修はやったと、研修はやったよと、今何かやってるかっていうと、まだ今やってないよということで、ちょっとやっぱり残念だと思いました。なので、もちろん研修は必要なんですけど、できるところからやっぱり、意識は変わってるんでしょうけどやってっていただきたいというところです。

再質問なんですけど、9月のときに、やっぱり納品書に日付が書いてないのは問題だよっていうことは、たびたび発言してまいりました。9月議会の最終日に副市長が、最終日の冒頭にお話しされていたのも、会計処理について請求書に記載する納品日についてご指摘をいただきましたと、今、議事録を見ると書いてあるんですけど、私、そういうことを言ってないです。請求書に納品日を書くんじゃないで、納品書に納品日が書かれてないのが問題で、それをもう書くというのは、もうそれは職員の方々が手間じゃなくても取引先に納品日を書いてねというだけのことなんで、それはもう明日からでもやっていただきたいと思うんです。

今の答弁で、その会計システムが変わって、納品日を入力するということは、職員が入力するというのだと、今までと全然変わらないんですよ。4月に入ってきたのを3月31日に納品されましたと入力してしまえば、それで終わりですし、3月末に入ってきたけど、実はこれ来年度予算の分なんだよねとか言って、納品日を4月2日とかにしちゃったら、もうそれで年度またぎというのは何とでもできちゃうんで、そうじゃなくて、納品日を納品書に書けということを強く言っていて、これはお願いしますとかそんなレベルじゃなくて、マストの要望なんです。そこら辺の対策は今おっしゃられてなかったんですけど、どうなんでしょう。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

諫山出納室長兼会計課長。

〔出納室長兼会計課長 諫山君登壇〕

◎出納室長兼会計課長（諫山知真君） 再質問にお答えいたします。

今、議員からご提案いただきました、取引先に納品書に納品日を記載させることにつきま

してですが、現在、犬山市が用意させていただいております市の納品書、請求書がございます。こちらの様式は、それぞれ納品日の記載欄は設けさせていただいております。

ただし、納品物が納品されるときに、実際に納品書と実際の現物、こちらを各課が受領することになるんですが、その際、納品書の中に必ず納品日の記載はさせていただくようお願いしているところです。

ただし、現在市が使用している納品書及び請求書の様式につきましては、非常に業者に分かりにくいような仕様になっておりますので、現在、この様式の変更に向けて、近隣市などの調査をしております。他市の様式をよい部分を参考にさせていただきながら、納品書と請求書の様式を早急に変更していくように取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の答弁の最初のほうに、その納品日を納品書に書くように指導をしているということをおっしゃられていたので、これはもう動いているのかなというふうに認識しました。

これ、ショービジネス、物が動くときには必ずその伝票が動くんで、そこへ納品日が書いてないというのは、それはアウトじゃないんですが、普通はあり得ないことなんで、これはちょっとやっぱり私たちの税金で、やっぱりお仕事、支払いとかや購入とかしていただいているんで、そこら辺はきっちりやっていただくようお願いいたします。

要旨2です。市が借りている土地への課税・徴収は完全かということで、市が民間、地主から借りている土地、どのような物件、どのくらいあるのか、それから、そういうものの案件の境界とか面積とか、契約書等の不透明なところはないか、課税徴収等は適切になされているか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市が借りている土地は、市道や用水路、公共施設の駐車場等、様々な用途で使用しています。全課に照会をしたところ、令和5年11月30日時点で、合計で295件の土地を借りていました。課税されている土地は108件で、目的に応じて減免されている土地は116件、非課税の土地は71件でした。

借用している土地の面積については、各課で把握している面積の報告を受けた結果、不透明な土地はありませんでした。

報告された土地について、課税の確認をした結果、適正に課税されておりました。ただし、減免適用している土地及び非課税の土地については、税額が発生しておりません。

また、減免もしくは非課税となっている土地を除いた上で、土地所有者の納税状況を確認したところ、全てにおいて適正に納付されておりました。このため、納税状況では滞納が認められませんでした。今後も収納業務に当たって、法令に基づき厳正に対処していきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 295件で、うち課税されている土地が108件ですか。減免、それから非課税が合わせて188件ということで、64%、大体3分の2が減免とか非課税ということで、このような土地はどんな土地なのか、無償で借りているんだと思うんですが、借りているのか、無償で借りてるんですね、どういう理由か。

あと、もしその有料で、要は市が賃料を払っている土地であれば、固定資産税を徴収すべきだと思うんですが、そこら辺が確実にされているか、再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

市が借用している土地については、道路や公園をはじめ、様々な事業に使用しています。市が公共または公用の用に供する固定資産については、地方税法第348条第2項第1号または、犬山市税条例第65条第1項第2号の規定により、非課税または減免としています。

ただし、議員のご質問のとおり、市が固定資産を有料で借用する場合には、当該固定資産の所有者に課税できます。

なお、借用している土地の課税標準額が免税点未満の場合は課税されません。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今伺いました。これ急にというか、質問通告する1週間ぐらい前から調べていただいたと思うんで、ひょっとしたらまだ完全じゃないかもしれないんで、引き続きちょっと調べていってください。

要旨1、要旨2ともにですが、私たちの税金を適正に使っていただいているか、もしくは公平に課税徴収していただいているかという視点での質問でございますので、適切にやっていただきたいなと思います。

また、切り口を変えて、要旨1も2も聞くかもしれませんので、もし、これ間違っているところあったよねということがあれば、都度都度変えていっていただきたいと思います。

要旨3に行きます。基金運用の新たな提案ということで、時々私は突拍子もない提案をするんですけども、今回はそのうちの一つかなと思っていますが、私が2期目のとき、ちょうど隣のところに、隣の席に市橋議員が座っていらっしゃって、ちょうどこの辺りだったんですけども、2人でああだこうだ話をしていて、それぞれの資金がたくさんありますが、それを一緒にまとめて、額をまとまった額にして運用すれば、少しでも利息収入が増えるんじゃないかということで、これ市橋議員のほうから提案してもらって、現在それを運用してくださってるというふうに認識しておりますが、とはいえ、金利がこういう状況ですので、税収が増えるといっても多分数十万とかそんなもんだと思います。

私が今回提案するのは、そのプライスレスのところで、地域で回せないかという提案です。ソーシャルビジネスとか、スモールビジネスとかいう言葉があって、地域の地域づくりとか、地域に貢献するビジネス、小さなビジネスというのが最近、各地で出てきております。例えばそういうソーシャルビジネスとか、地域づくりに貢献するような事業、だけど、スタートアップするときのお金がちょっと足りないとかいうようなところに、基金のほうから貸付け

をできないかという提案です。

もちろん、当然回収しなければいけないんですが、貸し付けた事業が成功して、地域活性化につながれば、プライスレスの価値が出てくるんじゃないかということで提案させていただきますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

基金については、地方自治法において、確実かつ効率的に運用しなければならないと定められています。本市では、基金を含む資金の運用について、地方自治法、地方自治法施行令、犬山市予算決算会計規則に定めるもののほか、犬山市資金運用基準に基づいて行っており、優先度の高い順に、安全性、流動性、効率性を確保することを原則としています。

実際に、令和3年度からは、先ほど議員のほうからお話ありました複数の基金について、一括での運用を開始し、現在、短期間の運用としては大口定期預金を、長期の運用としては地方債、財投機関債を購入し、満期まで持ち続けることを原則とすることで、元本が損なわれることのないような形での運用を行っています。

議員からただいまご提案いただきました地域活性化を目的に、基金を原資とした資金を市内団体等に貸し付ける運用方法については、安全性の面で元本の保証がなく、貸し倒れになるリスクを否認しないことから、実施することは困難だと考えます。

しかしながら、市民活動や企業の経済活動に対する支援については、引き続き補助制度などを活用し、別の形として実施していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 確かに貸し倒れリスクとかあるんで、なるほどな、その基金からそういう事業というのは難しいんだなというふうに理解しました。

最後のところで、別の形として実施していきたいと考えておりますというところにちょっと光を見出した気持ちではおります。これがリップサービスなのか、本当にやるぞとちょっとここでは分かりませんが、期待しております。

リスクは確かにありますが、補助金を皆さんにお配りして終わりではなく、貸す、返してもらうということで、貸す側も、事業を起こすほうも、やっぱり責任が出てきますし、いい提案のような気はしますが、最初の出所が間違えとったなというふうに感じましたので、これもまた違った切り口で、提案するときがあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

件名2です。どうする？犬山の給食ということで、要旨1、給食賄い材料の現状については、質問はさせていただきます。

②無償化、近隣市町との給食事業経費比較から見た妥当性ということで、全国的に今後多分、流れとしては無償化、給食の無償化になっていくんだろうなという流れ、それは理解をしたとして、今回の一般質問でも2名の議員が、給食について取り上げられたということは、やっぱり教育長先生もおっしゃっていましたが、犬山の給食というのはそれだけやっぱり特徴があって、強みだと思うんです。その個性をもっとPRすればいいのになということも含

めての質問でございます。

ちょっと事前の打合せのキャッチボールが、なかなか私も説明下手で、なかなかうまくいかなかったところもあるんで、ちょっとどうなるか分からないんですけども、質問いたします。

要は、自校式でやることのデメリットとしてはやっぱりコストがかかるよということで、ただメリットのほうが多いからこれを行っているわけで、もっとそれをPRすると。私が今回お伝えしたいなと思っているのは、犬山の給食はこんなにおいしい、でもそれじゃこれだけお金かけてるからだよっていうことを保護者にお伝えして、それを理解してもらった上で、例えば、ちょっと賄材料費と給食の事業費とはまた別だという考え方なんですけども、それでも、保護者から見れば、多分給食って全部一緒に考える保護者が多いと思うんで、そういう流れの中で、賄材料費の値上げがあったり、将来的に給食の無償化になったときに、じゃあ犬山は全額無償化にするのか、一部無償化で、一部は保護者負担としていただくのかという判断材料を作っていきたいなというところでの提案でございます。

当然お昼が近づくと、鼻がびくびくして、給食の先生がガチャガチャ牛乳とか運んで、あつもうすぐ給食だ。当然食べる時になれば、手も口も、要は五感で給食を感じるというのは、いい食育だと思いますし、やはりその自校式のメリットがあるなと思いますが、ただ、コストが高いというところで、何と言うか対比っていうんですかね。そこら辺のところをどうお考えなのかちょっとお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

当市が採用している単独調理場方式の場合、近隣自治体が採用している共同調理場方式と比べて、運営コストが高くなる傾向にあります。しかしながら、教育長も答弁したとおり、犬山ならではの出来立ての温かい給食が食べられること、またきめ細かいアレルギー対応など魅力ある給食の提供ができる本市の単独調理場方式は、児童生徒への直接的なメリットが大きく、犬山市が目指す食育にも直結する必要な経費であると認識しています。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） おおむね私もやっぱり同じ考えでございます。先ほども申し上げましたが、保護者の方にしっかり説明をしていただきたいなというところと、全額無償化という考え方もあるんでしょうが、私は一部保護者に頂いてでも、食べ物を購入するとかいうことにはコストがかかるということも食育の一つだと私は思っておりますので、そういうような、将来的にどうなるか分からないんですが、そういうことも一つの考え方かなと思っております。

学校給食法とかだと、食材費は保護者負担でというふうに書かれて、これも無償化になれば、この学校給食法というのも変わってくるのかなと思うんですが、要は食の大切さとかを私たちは保護者とか利用者に伝えていく必要があると思っております。そのための布石として、もう少しそのアピールされたらどうかなと思うんですが、お考えいかがでしょうか。再

質問です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

食の大切さを伝えていく責任の大きさは、議員と同じく、我々も十分認識しています。本市の単独調理場方式は、学校給食が食育の生きた教材として、子どもたちが必要な栄養摂取するだけでなく、おいしく楽しい給食時間を過ごせるようにするためであります。

そのために必要なコストが発生すること、また今回の値上げが、給食の栄養価を確保するために不可欠なことを保護者の方には丁寧に伝えてまいります。

広報犬山12月号で、羽黒小学校の児童たちを表紙に、「食べる楽しみ広がる笑顔 犬山の学校給食」と題して特集し、市民の皆さんに周知しました。今後も保護者の方には、毎月の給食だよりを配布したり、実際に給食を味わう給食試食会なども開催するなど、当市の給食の特徴について理解を深めていただくよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 広報を私も見て、広報らしくないというか、何か楽しそうでおもしろいな表紙、2ページもたしか給食だったと思いますけれども、ああ、いいなと思っていました。

ただ、私らここにいる人たちは、多分給食って、給食費だけではなく、それ以外にも物すごいお金がかかっているとは知っているんですけど、保護者の方がどれだけご存じなのかというのはちょっと私、実は調べてないんですけども、多分私が議員でなければ給食事業としての全体像というのは分からなかったと思うので、そういうのをぜひぜひPRしてってください。

次、件名3です。どうする？中学校部活動でございます。

6月議会で大沢議員の一般質問では、地域移行等について9月か9月以降に試行してみるという答弁でしたが、現在まだちょっと余り動いてないようなので、どうなってるかということですか。

その間、扶桑では5月から地域移行が始まっていたりとか、江南でも一部の部活で実証実験が始まっているみたいですが、犬山はどうなっているか、改めてお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

6月議会の時点では、9月以降に試行できるようを進めてきましたが、実現可能な部活動の検討や、学校や顧問との連絡調整を行うのに予想外に時間がかかったため、試行開始の時期が遅れております。

現在1月より、休日の部活動を隣接する複数校参加型の合同部活動という形で、ソフトボール部から試行を開始し、実現可能な部活動から順次試行できるよう準備を進めているとこ

ろです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 1月より順次というお答えを頂きました。もう来月なんで、ほぼほぼ形は作られていらっしゃるのかなと思うんですが、またスケジュールが可能であれば、また都度都度、保護者のほうに教えていただきたいなと思います。

要旨2です。到達点を子どもたちに示すべきということで、到達点というのは、要は子どもたちやその保護者に、部活動はどうなるのかというのを明示していただきたいということです。

もちろん部活動に対する子どもや保護者の思いはいろいろだと思います。もうがんがんやりたい、親もどんどん協力するよっていう、そういう意識の方もあれば、がんがんやらせたけれど学校任せとか、部活はちょっとそこそこでいいわよっていう、いろんな考え方があると思いますし、学校サイドでも、先生方の働き方改革とか、少子化の問題とか、いろいろ課題を抱えてのいろいろ試行錯誤されているところだとは思いますが、いずれにしても、中学校の部活動の方針というのをお示しいただきたいと思っております。

いつまでも宙ぶらりんの状態だと、学校教育というサービスの受給者である子どもたちに対して、ちょっと申し訳ないなと思うし、しっかり明示してあげることが、私たち大人の責任だと思っております。

やっぱり今、ちょうど12月ですか、そろそろ今の6年生はもう進路決めてると思うんですが、今の5年生は、じゃあこれから1年間でどういう選択肢を選んでいくかというところで、学校の勉強もそうでしょうが、ひょっとしたらその部活動、クラブ活動で学校を選択する子もいるかもしれないというのを幅広く考えれば、やっぱり早いうちに、犬山市の中学校の部活動をどういう方向で考えているというのをご明示いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

運動部活動の地域移行に向けた今後のスケジュールについて、関係各課、学校関係者、関係機関との協議、検討を進め、今年度中に本市における運動部活動の地域移行への方針、具体的な進め方などについて保護者、生徒にお知らせできるよう準備を進めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今年度中に明らかにしていただけるということでしたので、期待をしております。また、いろいろもしも変わるようであれば、都度都度またこれもとにかく開示していただきたいと願っております。

要旨3です。自主的な練習を場所を問わず実施すべきという要旨ですが、私の子どもも4人おまして、18年間、義務教育でお世話になりまして、給食でも本当に感謝しておりますけども、部活動もそこそこ頑張るやつもいたし、1回戦で負けたやつもいますが、長い間お世話になりました。

今はどうか知りませんが、うちの子どもたちが行ってる頃は、こそ練なんて言葉がありました。そして、こそっと練習しとるというところで、子どもたちがそういう言葉を使うのはちょっと寂しいなって思っていました。それって大人の責任だよねっていうふうに思っていました。やっぱりやりたい子はやりたいんで、やらせてあげたいなと私は思います。

学校の施設、いろいろ制約あると思います、不審者対策とか、あると思いますが、やっぱり基本的にはその市民のものなんで、私たちは税金を納めて、それで税金で作って運営してくださっているんで、もう少し使いたいと言え、子どもたちが使える環境を整えてあげるのが、私たち大人の責任なのかなと思って、この質問でございます。

スペースが空いていれば、練習場所が空いていれば、例えば顧問の先生がいなくても、保護者がもうきっちりと、きっちりとですけれども、約束事をきっちり決めて、管理できる体制を整えさえすれば使えるようにしたらどうかというところなんです。

それから、部活動で使う道具、機材も、希望があれば、持ち帰って練習をするとか、タブレットとか図書館のほうなんかは持ち帰りますから、部活動の道具なんかもどうなのかなというところ。もう少しだから、その学校という施設の中、外を問わず、部活動をやりたい子にもう少し自由にできる環境を整えてあげられないかという提案でございますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

運動部に所属する生徒が、休日に自主練習を希望した場合の施設開放については、生徒の安全面の確保や管理責任の面からも十分な対応ができないことから、個人に対する学校施設開放は考えておりません。

また、校舎を利用する自主的な文化活動についても、校舎の開錠や施錠、管理責任の所在など、教職員の対応が必ず必要になることが予想されるため、休日の利用について現時点では難しいと考えます。

今後、部活動の地域移行を進めるに当たっては、公共施設や学校施設を効果的に利活用できるように、条件整備を行ってまいります。

次に、部活動の道具ですね、特に吹奏楽部ですけれども、学校が所有する楽器の家庭の持ち出しについては、市内の4中学校全て、生徒の希望があれば、保護者の運搬ができる楽器について、許可をさせていただいております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 難しい面と、ただこれから地域移行に絡めて、いろんな施設の利活用できるように条件整備を行ってくださるということが、この条件整備を行っていくというのは、開放の方向に進むのか、閉鎖の方向に進むのか分かりませんが、開放の方向に進むことを納税者としては期待しております。

最近伝え聞くんですが、中学校間でその施設利用の制限がずれがあるようなことも聞いておりますが、これも利用する側としては自由度の高いところのラインに合わせていただける

と、自由度が低かったところも使いやすくなるのかなというところで、そこら辺、使い方、中学校間で差がないのか統一されているのか、再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

部活動の運営方針については、令和元年12月に、犬山市部活動ガイドラインを策定しました。平日の活動については、少なくとも週に一度、休養日とすること。休日の活動については、土曜日か日曜日のどちらかを休養日とすることや、練習時間は3時間をめどとすることなど、活動時間が示されており、市内4中学校の全ての部活動は、このガイドラインに従って活動していますので、学校間に活動の差異はないと考えております。

地域移行を段階的に進めるに当たり、設置されている全ての部活動の活動が保障されるよう、学校施設はもちろん、公共施設の利活用についても調査研究を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 2件目の給食も、この3件目の部活動も、中学校、小中学校、幼保もなんですけど、3件目は中学校ですが、私たち大人はやっぱ子どもたちがきらきら輝いて、楽しい学校生活というのをつくっていく責任を負ってると思いますので、もちろん先生方の働き方の改革とか、そっちのほうも大切ですが、もちろん大切、子どもたちの幸せ輝く姿というの私は大切だと思いますので、そこら辺の対応をしっかりと進めていただくよう要望します。

4件目です。どうする？犬山のミカンということで、昨日の毎日新聞で、農家や商社に、有事の際等に、食糧危機の際に、食料を確保するよにとということで、米、小麦、大豆等々、それから、サツマイモなど、カロリーが高い品目への転作を要望するなんて、物騒な記事がありましたけれども、ミカンです。ミカンというとやっぱり平和なんで、幸せだなと思うんですが、こういう話ができるのは。

要旨1です。現場では将来が見えてこない。市の考えはと書いてしまいましたが、要はいろいろ果樹の農家さん、たくさんいらっしゃいます。桃とか、楽田のほうへ行くとナシを作っている人もいたりして、いろいろ作っていらっしゃいますが、ミカンです。

正直言って、私も議員13年目ですけど、ミカン今までやってこなかったなって反省しております。ただ、ミカンのことについては、いろいろ地元のほうで、私は楽田なんで、楽田の二宮みかん、農家さんの声を聞いて、何とかならないかってアプローチはしてまいりましたが、なかなかうまくいきませんでした。これは私の力不足です。

二宮といえば、光清議員のお住まいのところなんですけど、光清議員がいいよということなんで今回、特に二宮みかんについて質問します。

二宮みかん、大体、楽田の東部ですね。北は薬師川と五条川が分流する辺りですね、高根洞工業団地辺りからずうっと、南は名古屋経済大学のある内久保辺りまでの傾斜地、南向き、西向きの斜面で、昔はたくさん生産されておりましたという過去形です。

大分高齢化等で耕作者が減って、耕作放棄地が増えております。生産者を訪ねてもほとん

どが高齢者で、後継者がいないと。ちょっと諦めムードが漂っているというところで、私もいろんな人にミカンやらんかやらんかって、若者とかに声かけて、1件だけ犬山でカフェやっている方が、農場に入ってもらって、今少し6次化もやってくださっていて、私がつないだのはその1件だけだなというところでございます。

ちょっと、これは行政のほうのお力を借りないと無理かなというところで、ミカン、どうするというので、市のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

まず、当市の農業者全体において、高齢化や後継者不足が深刻な課題となっていることから、第6次犬山市総合計画では、農業の担い手育成を重点目標として、また、取組の方向性の一つとして、農産物ブランド化の推進の中で、具体的に果樹をその対象として位置づけています。

さらに、市長のマニフェストには、犬山の農業を守り、さらなる農産物のブランド化を挙げており、市内の貴重な農産物であるミカンや桃を産地として残していくため、既に具体的な取組の検討に着手しています。

市内のミカン栽培は、最盛期には栽培面積が15ヘクタールあったとされますが、農林業センサス2020では、11経営体で、栽培面積は1ヘクタールまで減少しています。

二宮みかんの産地を取り残す取組を進めていくためには、まず基礎的調査による状況把握が必要であり、ミカン畑と農家の把握、農家の今後の意向調査、後継者の有無、ミカン畑の貸借や譲渡の意思などの調査をするところからスタートしてまいります。

続いて、県や愛知北農業協同組合と連携し、ミカン農家やミカン栽培に興味を持つ者同士の緩やかなネットワークづくりを進め、第三者承継を含めた後継者確保のきっかけづくりの場や、栽培やサポートの技術研修、6次産業化人材としての育成研修などの機会を設けていきたいと考えています。

栽培面積の減少に対する対策としては、二宮みかんをはじめ、桃やジネンジョなどの特産農産物の生産拡大につながる取組に対しても支援できる新たな助成制度の創設を検討しています。

二宮みかんの産地を残す取組の課題としましては、多くのミカン畑は山の斜面にあり、誰でも容易に栽培に携われる立地でないこと、ミカン栽培で得られる所得だけでは、恐らく収入が少ないこと、また、ミカン畑やミカンの木自体が、現在の栽培者の財産であることから、後継者への事業承継には時間がかかることなどが挙げられます。

しかしながら、貴重な地域資源である二宮みかんの栽培が継続されるよう、関係機関と連携、協力しながら、しっかりと腰を据えて取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 腰を据えて取り組んでいただくということで期待をしております。質問してよかったなど、行政のほうに助け舟を出していただけるかなと、大いに期待をして

います。

ただ、ミカンの栽培とか後継者不足って、多分若い人が今入るとしたら、じゃあ、あなた
の一代、生涯、このミカン育てなさいみたいなイメージなんです今、二宮のみかんの農家さ
ん。ミカンを植えて、実がちゃんとなるまで、7～8年から、場合によっては10年ぐらいか
かる。だから、20代で植えて、30代半ばから収穫しだして、それを40～50年かけて収穫して、
人間とミカン、共に老いていくという、そんなサイクルというふうに私は聞いています。私
も農家なんですが、果樹のほうは難しいから全然分かんないんで、聞いた話を今ここで発言
しておりますが、そういう長いスパンでどうするかということは、これから取り組んでいた
だくと同時に、今できることってというのは、あると思うんで、再質問でお伺いしたいん
ですが、2つ、現状の把握ですね、どうかということなんです。答弁では11件とあったん
ですが、思ったよりも少ないなっていう気がします。

その現状どうなのかという把握の調査と、それから、辛うじてまだ生産組合が残って
るところがあります。話を聞くともう高齢化で解散しようかみたいな話もおっしゃって
いるようなぐらいの、先が厳しいなという感じです。そこをこれから東海農政局とか
から、先日も話を聞きましたけど、補助をいただくということになると、サポート
いただくとなると、そういう生産組合も残しておかなきゃいけない、そういう
組合の維持みたいところのサポート、その2点、すぐにやっていただきたいと思
うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

国の統計調査である農林業センサス2020において、当市の確認できるのは、統計データ
のみとなるため、ミカンの栽培をしていると回答した11の経営体がどこの農家なのか
については把握できていません。

また、前提として、二宮みかんに限らず、農作物別での栽培農家の正確な把握は
していない状況がありますので、二宮みかんの基礎的調査については、農業協
同組合等からの聞き取りにより、段階的に栽培農家を把握していくことになり
ます。

把握できた各農家から直接的な調査として、今後の意向や後継者の状況、ミ
カン畑の現状確認、地図作成などを進めるとともに、関係者からの聞き取り等
により、栽培者のさらなる特定を進めることとなるため、既に着手して
おりますが、全体像の把握には半年程度かかると見込んでいます。

次に、ミカンの生産に関わる地元組合については、平成30年頃に二宮の農
事組合は解散しており、ほかの農事組合の組合員の中でもミカン農家は
少数と想定されます。

今後の二宮みかんの在り方については、新たな枠組みとして、例えば個々の
栽培農家と関係者が、顔の見えるコミュニケーションの場の創出や、
新たな組織体の結成などの取組も含め、検討が必要だと考えて
おります。

手始めとして、令和6年2月に、ミカン農家と県や農業協同組合等を集
めた座談会を開催する予定で、今後の二宮みかんの在り方などを考
えていく場を設けるなど、産地を残す取組

については、基礎的調査と合わせて、できることから着手してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） やっぱり半年ぐらいかかるのかというところで、確かに大変だと思います。うちもミカン農家じゃないですが、ミカンは育てていまして、ただヤギも飼ってまして、ヤギはミカンが大好きで、ミカンの実を食べ、葉を食べ、枝を食べ、幹の皮を食べて、ミカンを枯らしてしまつてというのは全然ずれた話なんですけれども、そういう私どもみたいな数本ではなく、ある程度まとまった農家さんを調べるのは大変なんだと認識しました。よろしくをお願いします。

要旨2です。企業・団体との協働、着地型観光など新たな取組の提案ということで、これも今すぐに無理だよねっていう、ぶっ飛んだ質問になりますが、以前から楽田に事業所を置く会社とか大学とか福祉施設等に、ビジネスじゃなくて福利厚生とか、学習とか、研修とか、社員研修とか、そういう目的でミカンを栽培して、社員みんな、家族みんなで栽培して、それを収穫して、みんなで楽しむとか、社員食堂で販売するとか、そんなような提案をしましたが、今のところ、成績はゼロです。何かご協力いただけないかなというところなんです。

今度は派手な目立つ方向で、例えば滞在型のホテルがありますけれども、着地型観光みたいな感じで、例えば、ホテルから車で農園へ行って、午前中収穫、お昼ご飯食べて、午後はミカンしぼりして、ホテルに戻って夕ご飯とか夜のラウンジとかで、午前中に収穫したミカンを食べたり、カクテルを飲んだりとか、翌朝の朝食でミカンのジャムを塗ってと、みたいな着地型観光、単価10万円ぐらい取れるんじゃないかと思うんですけれども、そんなような、夢のような話ですけどね、提案をしていますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

さきの質問でお答えしたとおり、まずは二宮みかん農家の現状と意向を把握する等して、担い手の確保と育成に向けた取組を推進する必要があると考えます。

個々の二宮みかん農家は、規模が小さいこともあり、企業等の事業者と共同を実施するには、体制の確保にも課題があると考えられ、また、双方のニーズや利益等が合致しないと難しいと考えます。

農産物のブランド化や6次産業化においては、農家が連携事業者の下請化しないよう、マッチングの可能性等を慎重に判断し、検討してまいります。

また、ミカン生産者の方などにより、犬山を訪れる観光客に対して、収穫体験などを提供できる仕組みを整えていただいた際には、体験型の観光コンテンツの一つとして積極的に周知、宣伝をさせていただきます。

加えて、市内宿泊施設の意向を把握した上で、施設に対し、体験メニューを紹介したり、地産地消のお土産品や料理として提供したりすることを提案するなど、生産者と宿泊施設等の事業者がつながる契機となるようお手伝いをさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 6次化については、私なんかはイモとか大根とか、今ちょうど収穫時期なんですけど、それに比べて果物というのは6次化やりやすいと思うんで、ぜひぜひお知恵を農家さんに、私の力では足りないんで、よろしくをお願いします。

着地型観光、ミカンで最初先例をつくれれば、ジネンジョとか桃とか、鶉飼とか、いろいろ幅が広がるような気は、可能性は感じます。話ずれましたけれども、研究のほう、よろしくをお願いします。

ミカンのオーナー制度なんてのもあって、ミカんだと大体1本2万から4万円ぐらいですかね。そんなようなこともできるのかもしれないなという気がしますが、最後の要旨です。

③さらに地域に愛される産品に成長するためのアピールの提案でございます。

リンゴの産地へ行くと、街路樹にリンゴがばあっとあったりとか、アップルロードとかトウモロコシ街道なんて、地域の産品をその街道の名前にしているところがたまにあります。それとかですね、例えば、そうですね、以前私、富岡荒井線にネーミングライツじゃなく、ネーミングライツは今、市のほうでやられていると思うんですが、愛称をつけたらどうか、ミカンの道とか、その提案をしましたが、却下されておりますけれども、要は二宮みかんをもっと市民の皆さんとか、市へいらっしゃる方々に、ここはミカンの産地なんだというふうに知っていただくアピールできないかという提案でございますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

農産物のブランド化を進めていく上で、農産物のPRは当然、市内外を問わず重要だと考えています。市においては、二宮みかんではありませんが、民間の地域情報紙に、犬山のジネンジョとしての特集掲載へ向けた働きかけをし、12月号の紙面に掲載していただくなどを行っています。

まずは、例えば二宮みかんについても同様に、機会を見て、民間の情報媒体を通じたPRを考えるなど、議員ご提案のPR方法についても一つの方法として、今後の参考とさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 言い方はきついかもしれないですが、瀕死の状態のミカンなんで、これから伸びしろがどれだけあるか、私もよくははっきり見えてないところでのPRなんで、ひょっとしたらPRしても駄目だったねっていうふうになるかもしれないんですが、期待をしております。

あと例えば出生木とか転入木とか、よく生まれたら木をプレゼントするとか、引っ越して転入してきたら木をプレゼントするみたいなことやっている自治体もありますし、いずれもミカンのPRというのは、積極的にやっていただくよう、期待をお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時10分まで休憩いたします。

午後 2 時00分 休憩

再 開

午後 2 時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。12番 岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党犬山市議団の岡村千里でございます。今回通告いたしました4件の一般質問を行います。また、資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただけたらと思います。

では、1件目、介護保険制度の充実についてです。

要旨1、第9次犬山市介護保険事業計画の進捗状況についてということです。

介護保険が始まりましてからもう20年以上たちますけれども、この介護保険制度は様々な改定されてきて、改定されるたびに、全体としては使い勝手が悪い制度になってきたなというのが正直なところです。

要支援1、2の方たちを介護予防ということで、直接の保険から外すだとか、あと要介護1、2の方も特別養護老人ホームには今は入れないというようなことがありますので、そういった中で、介護保険料自体も、第1期の2000年から2002年については、大体、愛知県の平均の保険料というのは、2,737円だったそうです。今はそれが倍になるような負担増となっていて、高齢者にとっては非常に、加入者にとっては生活を圧迫してるなというふうに思っています。

この介護保険の計画については、先日、諏訪議員も質問しましたけれども、私も様々な視点から質問していきたいと思えます。

資料の1の①をご覧ください。これは各市町の人口別高齢者人口と、それから要介護認定者数ということで、愛知自治体キャラバンからということで、毎年、この愛知自治体キャラバンというのが実施されていて、この愛知自治体キャラバンというのは、県内の全ての自治体を訪問して、各市町村に対して医療や福祉、介護などの社会保障の拡充とそれから国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動ということで、毎年このような冊子にまとめられております。

介護ばかりではなくて、国民健康保険のこととか、あと生活保護、それから子ども医療費のこととか、子育て支援に関すること、様々な視点からあります。そのうちの60ページ、61ページということになります。

犬山市のところは、この54市町村の中で16番のところに載っていますけれども、ずうっと横に見ていただきますと、犬山市の状況が分かります。人口からですね、要支援者としては1,354人ということで6.3%、それから要介護者としては、合計で2,060人ですね。この要支

援とそれから要介護者の合計が3,414人ということで、15.9%となっています。その縦に見ていただきますと、愛知県のほかの市町の状況がずっと載っていますので、15.9%というのは、そんなに高いほうではないのかなということを思っています。

そういったことを申し上げまして、それで質問いたします。

来年度から3年間の第9次の介護保険計画の進捗状況は、今どのように進められているのかという点が1点と、それから2040年頃に65歳以上の高齢者の人口の割合がピークを迎えると言われております。今のその介護の課題について、どのように対応を考えていくのか。以上、2点お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

諏訪議員のご質問でも答弁させていただきましたが、来年度以降の介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と合わせ、2月定例議会への条例改正案の提出に向け、策定作業を進めているところです。これらの計画は3年ごとに見直しを行っていますが、大きな目標は、全国的に65歳以上の高齢者人口ピークになるとされる2040年代、先ほど議員がおっしゃられたとおりです、に向け、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活支援、介護、医療などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるものだと捉えています。

その柱として、虐待や認知機能の低下による様々なトラブルなど、多様化、複雑化する課題への対応のため、高齢者あんしん相談センターの体制強化を検討している点や、今後3年間の介護保険料の算定に関しましても、保険料負担を必要最低限に抑えるため、基金の活用や、犬山市独自の所得段階の弾力化などについて、附属機関で検討を進めている点は、諏訪議員への答弁で申し上げたとおりです。

今後、明らかとなる国の制度改正の内容を見極めながら、12月下旬に頂ける附属機関からの答申を受けた後、策定作業を進め、2月定例議会において必要な条例改正案を提案させていただく予定となっております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 方向性といたしましては理解をいたしました。

再質問をいたします。

この自治体キャラバンの資料の中で、犬山市では、要介護3以上の方の特別養護老人ホームに待機されている方が71名、それから要介護2以下の方は15名となっております。

こういったことを解消するには、施設を一定計画していきたいということが必要ではないかと思いますが、この基盤整備としての施設を増やすような計画はあるのかどうかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、今年の4月の調査では、入所要件となる要介護3以上の方のうち、実際に特別養護老人ホームへの入所申込みをされ、お待ちになっている方は71人となりました。1年前は91人でしたので、20人の減少であり、特別養護老人ホームへの入所待機者は、令和2年以降、毎年減少しています。

この要因の一つとして、在宅ニーズの高まりがあると考えています。令和4年度に実施したアンケート調査では、最後までご自宅で過ごしたいとされた方が全体の49.8%に及ぶ一方、特別養護老人ホームでの生活を望む方は4.2%にとどまっているほか、施設入所と比べ、家族との面会や一時帰宅などの融通が利きやすいショートステイの長期利用を選択される方も増加しています。

こうした背景から、現時点では施設整備を計画に盛り込む予定はありません。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 基盤整備についてはそういった計画はないということなんですけれども、在宅ということが出てきましたけれども、今のこの介護保険制度の中では、在宅というものの制度は、本当に家族の負担が結構大きいものだというふうに思っています。ですから、この在宅にしても、様々なショートステイだとか、様々なそういった介護事業所は必要ですし、認知症対応の小規模多機能だとか、そういったものをやっぱり整備していく必要があると思っています。

今、なかなか物価の高騰なんかで皆さんの生活が大変な折、やはり待機者は減ってはいるんですけれども、だからといって基盤整備をしなくていいということにはならないと思います。ですから、やはり公的責任のもとで、介護施設の抜本的な整備の強化が求められているということを指摘をいたします。

では、次の要旨2に行きます。介護給付費準備基金の活用で、介護保険料を引き下げられないかということです。

この介護給付費準備基金というのは、国や県やそして市のほうで補填をされる、そういった基金なんですけれども、このことについても、自治体キャラバンのほうで資料がございます。1の②をご覧ください。これは年度別の準備基金についての状況ということで書かれております。2018年から2021年までのものです。それでちょうどこの2018年、19年、20年と第7次の介護の計画でした。この計画では、この取崩しを4億円ということだったので、2018年に1億3,000万円、それから19年にも1億3,000万円、それで2020年には1億4,000万円を取り崩しているんですが、この新規と書かれたところ、これのお金が入ってきているんですね。それぞれ1億円だとか、それから2020年においては1億9,000万円ですね。それで結局、年度末の犬山市の基金の状況を見てみると、増えていっているんです。2018年は4億7,000万円、それから、翌年は5億9,000万円ということで、ここの2021年のところを見ると、もう8億円近くですね、7億9,000万円ということになってきています。ほかの市町はどうかというと、同じように増えていっているところもあるんですが、例えば28番の岩倉市なんかですと、年度末のところを見ていきますと、およそ横ばいの状況ですね。それから大口町についても同じことが言えます。各市町で結構この準備基金というのには差があるんだなという

ふうと思うわけですが、昨年度もこのことについて一般質問をやりましたけれども、今その基金というのは2020年度末で7億3,543万円なんですね。7億円もこの基金本当に必要かなというふうに思いますし、また、この3年の計画で、基本的にはほとんどこれゼロにしていというようにと言われております。何かあってはいけませんので、ゼロにすることは無理だと思いますけれども、せめて1億円か2億円か、その程度にならないのかなというふうに思います。

第8期の計画のときにも、これについては、保険料を据え置きということを基本にして考えていたので、それで余ってきたんだなというふうに思っています。やっぱりこれについては、これまでのその第8期については見通しだとか、それから見込みというのが甘かったのではないかなというふうに私は考えております。

それで、次の計画では、この介護保険料を引き下げることが十分可能ではないかと思いますが、その辺りについてご答弁いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

介護保険料の算定につきましても、諏訪議員の答弁で申し上げたとおり、国が用意した画一的な試算による推計ではなく、犬山市民の給付実績をサービスごとに分析し、人数や回数、費用の項目できめ細やかな推計を行った上で、保険料負担の必要最低限に抑えるため、基金の活用や、犬山市独自の所得段階の弾力化などについて検討を行っています。

保険料の額に大きな影響を及ぼす介護報酬の改定など、今後明らかとなる国の制度改正を慎重に見極め、負担増の抑制と、制度の運営に支障を来さない一定の備えとのバランスを図りながら、基金の活用も考慮し、算定作業を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） なかなか具体的なところまではお示しいただけないわけですが、これまではこの基金を、これまでどれだけ残すか予測がなかなか立たない部分もありと据え置いてきたんです。その結果、基金がこのように7億円とか残ってしまったということです。

今、物価の高騰もあり、やはり少しでもこの介護保険料が安くなれば、皆さんは喜ばれると思うんですね。大幅な引下げでなくても、例えば、月々ですけれども、何百円程度というのでも、引下げをしたら喜ばれると思うので、引き下げていくべきだと考えますが、見解を求めます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

来年度以降の介護保険料は、現在算定作業を進めているところで、国の制度改正も明らかにされていませぬので、基金の活用について具体的なお答えをすることはできません。

先ほども申し上げたとおり、過不足のない適切な給付費の見込みを前提とした上で、負担増の抑制と、制度の運営に支障を来さない一定の備えとのバランスを図りながら、基金の活用も考慮し、算定作業を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） なかなか国のほうも、今になってもいろいろなことを示してくれないということで、様々なところがはっきりとしないわけですが、やっぱり国の方針というのは値上げの方向だと思います。ですから、それに乗かってしまうと、なかなかうまくいかないのではないかなと思っていて、やはり市のほうでしっかりとニーズやら、そして見込みのほうをしっかりと見極めていただいた上で運用するのがよいかなと思います。もし基金が多くなるのであれば、やはりそれは取り過ぎたということで、市民のほうに返していくべきだということを指摘をしたいと思います。何億円ぐらい残すのが適切かということも申し上げられませんが、やはり適正な額で同じようにして欲しいなというふうなことを思います。

では、次の件名に行きます。2件目、市職員の働き方と人事評価制度についてです。

この夏、自治体学校 in 岡山ということで、学習会に参加をしてみました。その中で分科会がありまして、「正規職員の長時間労働と非正規職員の不安定化」ということで、黒田兼一先生という先生の講義を聞いてみました。

その中で、このコロナ禍でもとても自治体職員の方の働き方、長時間労働というのが問題になっていましたし、私も元病院関係者というところからは、非常に興味を持ってお話を聞いてきました。

この世界的に地方公務員のこうした働き過ぎのために過労死だとか、それから過労自殺が増えているということが言われております。WHOだとかILOのそういった共同の調査発表ですと、2021年の5月なんですけれども、世界で74万5,000人が過労死をしたと。それから、様々な傾向があるんですけれども、脳やそして心臓疾患よりも精神疾患の申請が多いということが言われております。また、若年層が多いということで、20代から40代が約8割を占めるということを聞いて、本当にびっくりいたしました。

それから、また日本の中では、自治体職員の長時間労働ということで、労働基準法33条を巡ってということで、この話も聞いてきたんですけれども、時間外労働については、36条にいわゆる36協定があるんですが、働き方改革法によって上限規定が一応月45時間から年間360時間となっておりますが、特別条項というのがありまして、特に公務労働の場合、この特別条項ということで、結局上限がないというような規定があるということを勉強してきました。

この先生がおっしゃるには、やはり長時間労働をなくしていくためには、こういった法律の改正も必要だということですし、各努力も必要だということをおっしゃっていたのが印象的でした。

そこで、質問をしたいと思います。

月間80時間超えの職員数と、それから部署がどこなのか。

それから2点目として、最も時間外勤務を行った職員は、年間どれぐらいの勤務をしてい

るのか。

それから、病気休職や病気休暇の取得した職員ではどのような疾病があるのか。

また、4点目に、年齢層によりかかりやすい、そういった傾向があるのかどうか、お示し
いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

令和4年度において、月間80時間を超えて時間外勤務を行った職員数は28名であり、部署
としては最も多い総務課の9名をはじめとして、子ども未来課5名、歴史まちづくり課3名、
企画広報課、経営改善課、地域協働課、税務課が2名、福祉課、高齢者支援課、観光課が1
名となっています。

最も時間外勤務を行った職員は、昨年7月の参議院議員通常選挙、11月の犬山市長選挙、
今年2月の愛知県知事選挙の担当課であった総務課の職員で、年間1,114時間、月平均で93
時間となります。

ちなみに、労働基準法第33条第3項で、先ほど議員もおっしゃいました、公務のために臨
時の必要がある場合には、残業、休日勤務をさせてよいと定められており、選挙事務につい
てはこれに該当します。

また、令和4年度において、病気休職となった職員7名と、病気休暇を取得した職員23名
のうち、身体の病気やけがによる職員が13名、メンタル疾患による職員が17名となってい
ます。

年代別では20代においては、身体の病気などが1名、メンタル疾患が6名、30代におい
ては、身体の病気などが3名、メンタル疾患が4名、40代においては、身体の病気などが2名、
メンタル疾患が7名、50代においては、身体の病気などが7名、メンタル疾患がゼロ名で、
50代を除く年代においては、メンタル疾患の職員が、身体の病気やけがを上回る状況であり
ます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。実態として本当に厳しい状況だ
ということが分かりましたし、やっぱり身体の病気よりもそのメンタルのほうでお休みに
なる方が非常に多いということが分かりました。

選挙については、そのときを乗り越えれば、後はしばらく大丈夫なんですけれども、なか
なか監査の方からの指摘もあるように、常態化しようとしているというところで、心配して
おります。

では、再質問をさせていただきます。

様々な施策があるんですけれども、こういった長時間労働をやめていくためには、勤務間
インターバル制度というのがありまして、一旦働いたら何時間、一定時間休むという、そ
ういった制度の導入も有効だというふうに聞いてまいりました。そういったことを踏まえて再
質問させていただきます。

犬山市では、この長時間労働を軽減する取組はどのように考えているのか。

そして、今お話ししました勤務間インターバル制度の導入を提案しますが、それがいかがでしょうか。

3点目として、この長時間労働の職員が受診する産業医の受診率はどのくらいか。

それから、4点目に、若年層の精神疾患が問題になっていますけれども、その対応の強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

長時間労働を軽減する対策として、各課の業務に見合った人員配置とするため、時間外勤務時間数や年次有給休暇の消化数を参考にしながら、全体の業務量や市民ニーズへの対応も考慮し、市役所全体の職員を増員していくことを検討しています。

そのほか、緊急な事業実施が必要となった場合には、年度途中であっても、会計年度任用職員を雇用するなどの対応も実施しているところです。

ご提案のありました勤務間インターバル制度については、これまでに実施したことはありませんが、コロナ禍における在宅勤務の施行に合わせて、時差出勤や、交代勤務を実施したことはあります。しかしながら、本市のような基礎自治体では、窓口業務など、市民と対面しながら実施する業務が多数あったり、少数の担当者で行う業務があったりと、市民サービスや行政運営を停滞させないためには、市役所への出勤が求められることにもなり、時差出勤や交代勤務が可能な部署は限られるため、浸透するまでには至らない状況があります。

勤務間インターバル制度についても同様の問題が想定されますので、引き続き時間外勤務が少ない先進自治体の事例を研究して検討を進めます。

次に、月間80時間を超えて時間外勤務した職員28名のうち、産業医と面談を行った職員は4名で、受診率は14.3%となっています。

当市では、法律で定められた産業医の設置のほかに、市独自で専門医や臨床心理士による面談やカウンセリングも実施しています。

なお、メンタル疾患については、家庭問題や人間関係など発症する原因が複数あり、単に時間外勤務の増加が直接的な要因とは言えませんが、結果として時間外勤務時間数とメンタル疾患患者数は、この期間において増減の傾向が類似しているとは言えます。

また、メンタル疾患になる前の気づきや対策の機会として、若手職員の心の健康づくりを推進するため、新規採用職員を対象としたセルフケア研修も実施しています。心の健康に関する正しい知識やストレスとの上手な付き合い方、物事の受け止め方を習得するなど、メンタルヘルス不調の予防や対処に取り組んでいます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。市独自でもそういったカウンセリングなどに取り組んでいただいているということで、最初の産業医との面談を行った、受診

した人は14.3%ということで、低かったわけですがけれども、ほかのことでカバーをぜひして
いていただきたいなと思います。本当に日本の場合、精神医療自体がまだ遅れているとい
う状況もありますので、セルフケア研修などもとてもよいと思います。ありがとうございました。

では、要旨の2に移ります。人事評価制度の現状と改善についてです。

人事評価制度、しばらく私たちもなかなか質問しませんでしたけれども、以前、この人事
評価制度は非常に職員の方にとって負担が大きくて、本当に大変だという情報を聞きました
のであれですがけれども、働き方ということで、犬山の場合はこの人事評価制度は皆さんの努
力のおかげで随分と改善はされているということは承知をしております。

それで、さらにこのコロナ禍で本当に皆さん大変だったときに、同じ指標で評価して本当
にいいのかなとかという疑問もありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、この人事評価制度は、どのくらいの時間を今、要しているのか。

それから、評価結果については、絶対評価なのか、あるいは相対評価なのか。

それから、給与へ反映させていますけれども、影響額というのはどの程度になっているの
か、ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

人事評価制度は、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より導入が義務化され、全ての
職員を対象に、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用すること、
人事評価結果に応じた措置を講じなければならないことが定められています。

次に、人事評価制度の手順を簡単に説明いたします。

人事評価で使用する記入用紙は、地方公務員法に規定されている業績と能力を評価するシ
ートが1枚ずつあります。業績評価シートについては、所属する課の組織目標において、職
員自身がどのような役割で、どのくらい貢献するのかを明確化するシートで、職員自らの目
標や役割、進捗状況や達成状況を記入します。

能力、態度評価については、職階ごとに求められている職務遂行能力、執務態度が示され
ており、それが達成できているかを評価するシートで、各評価項目に対して5段階で採点し
ます。各シートの記入に要する時間は、職員によりまちまちですが、私個人の場合を申しま
すと、組織の目標と個人の役割が明確になっていれば、おおよそ2時間から3時間程度で作
成しています。

スケジュール的には4月上旬から下旬にかけて、その年度における達成基準や、目標達成
のための職員自身の役割など、9月上旬から下旬にかけて、その進捗状況を、1月上旬から
下旬にかけて達成度を記入しています。

シートの記入以外に必要な時間は、シートの記入後に目標や達成基準の妥当性、難易度の
決定、進捗状況の達成度の確認など、評価者である上司の面談に要するものがほとんどで、
時間としては、面談1回を仮に30分程度と考えますと、年3回面談していることから、年間

で1時間半程度となります。

ただし、評価する側の管理職については、担当職員の多い、少ないで、面談時間に差が出ることになります。

続いて、評価については、個人ごとに設定した目標に対してどれだけできたか、職務状況はどうであったかを他人と比較せず、個人ごとに評価するため、絶対評価となります。

給与への反映ですが、本年度の勤勉手当の成績率においては、主に優秀と良好の2段階に分かれており、優秀が全職員の20%程度であり、昨年度の評価結果がよい職員に対して、勤勉手当を上乗せして支給しています。

この評価結果については、国家公務員の成績率区分に準じた設定基準を基に、本市において、職員の士気向上につながるよう、幅広く成果に報いていくことを前提に、制度を導入したことが影響しています。

なお、令和4年度において優秀となった職員の勤勉手当2回分の具体的な上乗せ金額としましては、職階ごとに部長級が約9万1,000円、課長級で約8万3,000円、課長補佐級で約7万2,000円、統括主査、主任主査級で約6万3,000円、それ以下の級で約4万5,000円の増額となりました。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 詳しく答弁いただいております。

ここで再質問をさせていただきます。

長時間勤務が問題となる中、この人事評価制度を、職員の負担とならないように簡素化できないかという点です。

今も個人的には2時間なり3時間ということでしたし、また、面談も年3回ということで、結構頻繁にやっているんだなということを思いました。

それから、評価結果を給与に反映するという点についてなんですけれども、市役所のやっぱり仕事自体は、個人プレーというよりは、グループでいろいろ仕上げていこうとかということが結構多いと思うんです。そういった中で、誰を優秀にしてとかということ、それからもともこの評価制度自体が上司との面談ということによってやっていくわけですので、やはりこれも行き過ぎると職員間の分断をもたらす可能性があるのではないかなと思うものですから、できたらやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

人事評価制度については、内部組織である部門間難易度調整会議や、達成度確認会議での協議や職員アンケートを通じて意見や提案を吸い上げ、改善を重ねてまいりました。これまでに消防職、保育職の能力評価シートの内容を、現場の業務に合わせて変更したり、若手職員の業績評価シートの項目数を削減するなど、簡素化に努めています。

また直近では、主幹が設置されている課においては、部長の承認を得て課長が作成した課の組織課題、組織目標に変えて、課長と主幹の協議により、主幹が作成した組織課題、組織

目標を選択するようにできるようにしたことで、所属職員が個人目標を立てやすくなるなど、合理化にも努めているところです。

このような随時制度の改善を行ってきましたが、今後においても、職員の意見を聞きながら、必要に応じて改善や見直しを図っていきます。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、人事評価制度に応じた措置を講じることは、地方公務員法で定められており、廃止することは法令違反となるため、廃止することは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。内容についてはまた職員の方たちとこれからも検討というか、そういったまた改善をしていただけるということで理解をいたしまして、給与に反映するということについての結構縛りがかかっているんだなということで、こちらも今後、また研究していきたいなと思っております。

では、次の件名に行きます。件名3、北小学校区に児童センターをです。

中央児童館とそれから福祉会館は一体となっております、2020年にこの福祉会館の解体ということになってから、この中央児童館も廃止ということになりました。それで、私は丸山地区に住んでいますけれども、よくいろんなお母さんから、なかなか遊びに行くところがないんだよねという話を聞いております。

そこで、要旨の1、中央児童館廃止後の状況について。

この北小学校区には今、児童センターがない状況です。市としてはほかの近い児童センターに遊びに行ってねということだったんですけれども、子どもたちは実際、他の児童センターを利用しているのか、遠くになりますので、不便ではないかなと思いますけれども、そういった不便はないのか、お尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

令和2年3月末をもって、中央児童館は閉館をいたしました。閉館に伴い、児童館機能の補完として、当初より現在も犬山西児童センター、犬山南児童センター、城東児童センターの行事等をまとめた手紙を、犬山北小学校の全児童へ毎月配布をしております。配布された手紙を見て、興味のある遊びやイベントに申し込み、放課後や夏休みなど、児童センターを利用いただけていることも聞いております。

施設では、小学校名の聞き取りはしていないため、全てではありませんが、施設側が把握している人数では、今年度、犬山西児童センターでは6人程度、城東児童センターでは9人程度の利用がありました。

また、市内児童センターで土曜日に実施しております体操教室に、犬山北小学校の児童は、犬山西児童センターに17人、城東児童センターに5人、犬山南児童センターに11人の年間登録があり、ご利用いただいている状況です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 利用していただいている方もいるということですが、でも西児童センターで6人程度ということで、1桁なんですよ。

再質問をさせていただきます。

やはり子ども同士でほかの校区まで遊びに行くということは、なかなか現実的ではないかと私は思っています。グループで活動していらっしゃった方がいるんですけれども、やっぱりこの拠点を失ったことで、最初、西児童センターに行ったんだけど、うまくいかなくて、城東のほうに行ったけれども、結局北の活動としてはやめてしまったということを知っていますけれども、そのような状況は把握しているでしょうか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

令和元年6月議会で岡村議員の一般質問に答弁いたしましたとおり、犬山北小学校全児童を対象とした犬山西児童センターの移動児童館子どもクラブを月1回、午前と午後に犬山北児童クラブ室で実施しております。この移動児童館子どもクラブは、児童クラブ以外の児童も事前登録を行うことで参加をすることができます。

また、毎年春に、犬山北小学校の全児童へ子どもクラブ参加を呼びかける手紙を配布しております。子どもクラブでは、今年度は簡単あそびクラブと、わくわく工作クラブを実施しています。遊びのテーマは、子どもたちの興味・関心があるものを取り上げたり、作ってみたいもののリクエストに応えるなど工夫をしております。

また、未就学親子を対象とした子育て支援につきましても、同じく令和元年6月議会で答弁いたしましたように、犬山地区にある犬山西や犬山南児童センターをご利用いただくことで対応できるものと考えております。

現在では、犬山地区の児童センターのほか、城東児童センターも利用していただいているとお聞きしております。

今年度は、新たに市の図書館ブックキャンプにおいて、児童センター職員の企画を検討しております。もちろん図書館のため、静かに楽しめるものとなりますが、少しでも子育て支援の場を提供できればと考えております。

活動団体の拠点につきましては、中央児童館が閉館となる約1年半近く前より、できるだけ活動ができる利用場所等を幾つか提案させていただきました。何度も協議を重ね選択していただき、現在の活動に至っているものと認識しております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 工夫は一応しているということは分かりましたけれども、子どもクラブにしても、月1回の午前と午後なんですよ。それで、この児童センターの機能を十分できるというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

それと、市の図書館のブックキャンプにおいても、ということですが、図書館は図書館なので、静かに本を読む場所ということで、やっぱりその児童センターとは違うと思っています。

また、このことについては、納得がいかないなというところでは。

では、次の要旨の2に行きます。子どもたちが安心して遊べる児童センターをとということで、これまで基本的に一定の規模以上の小学校では、各小学校ごとに児童センターは整備されてきた経緯がございます。北小学校区にも、やっぱり当然、児童センターは必要だと考えますが、市の見解をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

中央児童館が存在していたときも、全ての小学校区ごとに児童センターの整備をしてきてはおりません。令和元年6月議会や令和4年2月女性議会でも答弁いたしましたとおり、犬山地区には、児童センターのほかに、市立図書館内に子どもが楽しみながら本を読むことができる読書空間ブックキャンプが整備されております。合わせて、子ども未来園や幼稚園で定期的に園庭開放を行っておりますので、子どもを遊ばせながら、保護者同士が交流できる場として、ご利用いただける状況にもあると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質問させていただきます。

学校区を越えて遊びに行ってもいいだとか、そういったことに今なってきたんですけども、それから、それについても私はやっぱりそれは子どもたちのことをよく考えてないなと思うんです。子どもたちが遊びたいということには、子どもたちのもちろん人間関係があります。やはり同じ学校の子と遊びたいと思うんです。ほかのところに行つてというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

ですから、いろいろ今、多くの施設を造るというよりは、集約していたとか、そういった方向になってきているのも分かりますけれども、既存の施設の活用を含めて、こういった拠点をつくっていくということを検討すべきと考えますが、見解を示していただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

令和元年6月議会でも再度お答えしているとおおり、教育委員会としても、学校区を越えてはいけないなどのような基準や指針は定めていないことから、市内の児童センターを利用いただけます。

小学校の校庭も放課後十分に遊ぶことができると考えます。

現状といたしましては、現在の体制で対応してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 余り誠意が伝わってこない答弁でしたね。学校区を越えてはいけないというようなことはないのということですが、実際にこれやっぱり無理なことだと思う

んですよ。いろんなお母さんたちや、そして子どもたちの意見をもっと聞いてください。

小学校の校庭も遊ぶことができると言いますが、そりゃもちろん遊ぶことはできます。だけど、児童センターでちゃんと指導員の人が出て、そういったところの人たちの見守りの中で、子どもたちが様々な遊びやそういったことを膨らませていくというのが児童センターの肝じゃないでしょうか。そのことを強く指摘させていただきます。

では、4件目。予防接種事業の充実についてです。

①子どもや障害者のインフルエンザワクチンの助成制度ができないかについてです。

資料の2をご覧ください。自治体キャラバンの資料ですけれども、任意予防接種事業の実施状況が書かれております。インフルエンザのほかにもおたふく風邪だとか、最近話題の带状疱疹とかも書かれているんですけれども、インフルエンザのことについては、20市町村37%が実施をしているということで、無料実施をしているところは3つですかね。少ないんですけれども、一部助成だとか、そういったことでほかのところは行っているということです。

今、様々な感染症だとか、それからインフルエンザが今はやっています、いろんなお母さんから、こういった注射打ちたいんだけど、特に小さい子どもさんについては、2回接種が必要なんです。今、子どもの医療費は無料ですけれども、こういった任意の予防接種は有料になっております。高いと1回4,000円かかるところもあると、2回で8,000円ですし、また、きょうだいがいればさらに負担があるということで、助成制度をつくれぬのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

季節性インフルエンザの予防接種は、予防接種法のB類疾病として、65歳以上対象とした定期接種に位置づけられており、そうした方々については、少ない負担で接種できる仕組みを設けており、現時点においては新たな助成措置は考えておりません。

一方で、定期接種の対象となっていない65歳未満については、希望する人が独自で接種する任意接種となっているところですが、議員ご案内のとおり、市町村によっては、中学3年生と高校3年生の受験生に絞って対象にしている場合や、ごく少数ですが、高校生以下全員の助成を対象している場合、また妊娠中の方や生活保護など、低所得者世帯を助成対象とするなど、独自に助成制度を設けていることは承知していることから、県内近隣市町の動向を確認しながら、研究を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。また研究を進めていただきたいなと思います。

では、最後の要旨の2、ワクチンのリスクについて適切な情報発信をということです。

様々なワクチンには、副反応などのことだとか、それから、コロナのワクチンについては、死亡例だとかという様々なことがあります。それからインフルエンザに関しては、打ったと

ころが発赤をしたり、また熱が上がったりというようなことがあります。

こういった助成制度を進めたいのと同時に、やはりこの予防のためのワクチン接種には、そういったリスクがあるということをきちんと情報を発信するようにお願いしたいと思えますけれども、その点についてはどうなのかお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

予防接種については、どのような予防接種であっても、副反応のリスクはゼロでないため、メリットや、リスクについて理解していただき、本人や保護者の同意を得られた場合に接種することになっています。

そのため事前に郵送する予診票には、接種によるリスク、起こるかもしれない副反応について説明を記載しています。特に新型コロナウイルスワクチンでは、接種後の発熱などの副反応が一定程度出るため、令和5年度からは、接種券の郵送時に、製薬メーカーの説明書に加えて、市独自に接種のメリットとリスクを分かりやすく伝え、接種は強制でないことを伝えるチラシを同封するなど、積極的に情報の発信を行っているところです。

引き続き、機会を捉え、接種の判断に資する適切な情報を提供するよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。これからも市民の皆さんの福祉や、そういったものの増進のために力を尽くすこと、決意を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

再 開

午後3時21分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際、諸般の報告をいたします。

ビアンキ恵子議員から発言取消しの申出及び当局から追加議案2件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。提出されました発言取消しの申出並びに第120号議案及び第121号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 発言の取消し

◎議長（柴田浩行君） 最初に、発言の取消しを議題といたします。

12月7日付にて、2番 ビアキ恵子議員から、犬山市議会会議規則第64条の規定に基づき、12月5日の本会議の一般質問の発言において誤認があったため、配付しました申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。ビアキ恵子議員の発言の取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。ビアキ恵子議員の発言の取消しの申出を許可することを決定いたしました。

日程追加 第120号議案及び第121号議案

◎議長（柴田浩行君） 続いて、第120号議案及び第121号議案を議題といたします。

お諮りいたします。第120号議案及び第121号議案を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。第120号議案及び第121号議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、本日追加提案させていただきます案件は、（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事に係る契約案件で、犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本工事は、環境省が所管する建築物のZ E B化推進を目的とした二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付申請手続のため、本体工事分とZ E B関連工事分を分割し、それぞれその1、その2として契約するものです。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

第120号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その1））についてご説明します。

この案は、（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事の本体工事分の契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

工事名は（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その1）、請負契約金額は11億

5,936万5,523円、受注者は、矢作建設工業・シンエイライフ特定建設工事共同企業体です。
契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、3社による入札を11月24日に執行いたしました。

なお、工期は令和7年2月28日までとするものです。

続きまして、第121号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その2））についてご説明します。

この案は、（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事のZEB関連工事分の契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

工事名は（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その2）、請負契約金額は、1億4,413万4,477円、受注者、契約の方法及び工期につきましては、第120号議案と同様でございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

来週11日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時26分 散会